

Title	春秋經傳集解譯稿續篇（五）：襄公十六年～二十一年
Author(s)	岩本，憲司
Citation	中国研究集刊. 2003, 32, p. 99-148
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61099
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

春秋經傳集解譯稿續篇（五）

——襄公十六年—二十一年

岩本憲司

〔襄公十六年〕

經十有六年春王正月葬晉悼公

㊦（次の）月をこえただけで〔十二月を間にはさんだだけで〕葬ったのは、はやすぎる。

附十五年に「冬十有一月癸亥晉侯周卒」とある。なお、隱

公元年の傳文に「天子七月而葬 同軌畢至 諸侯五月

同盟至 大夫三月 同位至 士踰月 外姻至」とあるの

を参照。

なお、「踰月」の意味については、すぐ上にあげた隱公

元年の傳文「士踰月 外姻至」の附を参照。

經三月公會晉侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子薛伯杞伯小邾子

于溴梁

㊦「高厚」を書いていないのは、逃げ歸ったからである。

「溴」水は、河内の軹縣から出て、東南に流れ、温に至って黄河にそそいでいた。

附注の前半については、下の傳文に「使諸大夫盟高厚 高厚・逃歸」とある。

注の後半については、『續漢書』郡國志一に「河内郡（中略）軹（中略）有溴梁」とあるのを参照。

なお、傳・注の「溴」は、諸本に従って、「溴」に改める。

經戊寅大夫盟

㊦諸大夫は、はじめ、高厚と盟おうとしたが、高厚が逃げ歸ったから、そのまま自分達で共に盟ったのである。雞

澤の會では、かさねて「諸侯」と言っている。今ここでは、あいだに他の事件がないから、そのままで「諸侯」と言わなくても、上の諸侯の大夫であることがわかる。

附注の前半については、下の傳文に「使諸大夫盟高厚 高厚逃歸 於是叔孫豹晉荀偃宋向戌衛甯殖鄭公孫蠆小邾之大夫盟 曰 同討不庭」とある。

注の後半については、三年に「六月公會單子晉侯宋公衛侯鄭伯莒子邾子齊世子光 己未同盟于雞澤」とあり、ついで、「陳侯使袁僑如會」とあり、ついで、「戊寅叔孫豹及諸侯之大夫及陳袁僑盟」とある。なお、異説として、疏に「公羊以爲渙梁之盟 君若贅旒然 穀梁云 不曰諸侯之大夫 大夫不臣也 皆以爲此時諸侯微弱 權在大夫 諸侯皆在 而大夫自盟 政教約信 在於大夫 其事不由君也 不曰諸侯之大夫者 刺大夫不臣也 賈服取以爲說 言惡大夫專 而君失權也」とある。

經晉人執莒子邾子以歸

④邾・莒の二國は、しばしば魯を侵し、しかも、自國の民に對して無道であつたから、「人」を稱して執えているのである。京師におくらなかつたのは、非禮である。

附注の前半については、十二年に「春王三月莒人伐我東鄙 圍台」とあり、十四年に「莒人侵我東鄙」とあり、十五年に「邾人伐我南鄙」とある。また、成公十五年の傳文に「凡君不道於其民 諸侯討而執之 則曰某人執某侯」とある。

注の後半については、僖公二十八年に「晉人執衛侯歸之

于京師」とあり、注に「諸侯不得相治 故歸之京師」とある。また、成公十五年に「晉侯執曹伯歸于京師」とあり、注に「歸之京師 禮也」とある。

經齊侯伐我北鄙

④傳はない。齊が晉に叛いたからである。

附十五年の傳文に「夏齊侯圍成 貳於晉故也」とある。

經夏公至自會

④傳はない。

經五月甲子地震

④傳はない。

經叔老會鄭伯晉荀偃衛甯殖宋人伐許

④荀偃は、兵に主となつたから、(普通なら)鄭の上にならべられるはずであるが、(今ここでは、特に)叔老が鄭伯と(對等に)會合できることを示そうとしたから、荀偃が下におかれているのである。

附莊公十六年「夏宋人齊人衛人伐鄭」の注に「宋主兵也

班序上下 以國大小爲次 征伐則以主兵爲先 春秋之常也 他皆放此」とある。また、僖公二十九年の傳文に「在

禮 卿不會公侯 會伯子男可也」とある。なお、下の傳文に「書曰會鄭伯 爲夷故也」とあり、注に「夷 平也（中略）不先書主兵之荀偃 而書後至之鄭伯 時皆諸侯大夫 義取皆平 故得會鄭伯」とある。

經秋齊侯伐我北鄙 圍郟

經大雩

④傳はない。書いたのは、（時期を）過ぎていたからである。

附成公七年「冬大雩」等の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

經冬叔孫豹如晉

團十六年春葬晉悼公 平公卽位

④「平公」は、悼公の子の彪である。

附『史記』晉世家に「冬悼公卒 子平公彪立」とあるのを参照。また、『國語』晉語八「平公六年」の章注に「平公 悼公之子彪」とあるのを参照。

團羊舌肸爲傅

④「肸」は、叔向である。士渥濁に代わったのである。

附成公十八年の傳文に「使士渥濁爲大傅」とある。なお、『國語』晉語七「羊舌肸習於春秋」の章注に「肸 叔向之名」とあるのを参照。

團張君臣爲中軍司馬

④（「張君臣」は）張老の子で、その父に代わったのである。

附三年の傳文に「張老爲中軍司馬」とある。

團祁奚韓欒盈士鞅爲公族大夫

④祁奚は、中軍の尉をはなれて、公族大夫となった。（つまり）劇職をはなれて、閑職についたのである。「韓襄」は、無忌の子である。

附成公十八年の傳文に「祁奚爲中軍尉」とある。また、同年の傳文に「荀家荀會欒黶韓無忌爲公族大夫」とある。

なお、傳・注の「祁奚」については、馬宗璉『春秋左傳補注』に「祁奚疑是祁午 祁奚已於襄三年請老矣 無復爲公族大夫之事」とある。ちなみに、三年の傳文に「祁奚請老（中略）於是使祁午爲中軍尉 羊舌赤佐之」とある。

團虞丘書爲乘馬御

④程鄭に代わったのである。

附成公十八年の傳文に「程鄭爲乘馬御」とある。

團改服脩官 烝于曲沃

㊤ 「改服」とは、埋葬がおわって、喪服を脱いだのである。「脩官」とは、賢能を選んだのである。「曲沃」は、晋の祖廟である。「烝」は、冬の祭である。諸侯は、(死後)五箇月で埋葬し、埋葬がおわると、卒哭して主(位牌)を作り、その後で、廟で烝嘗(の祭)を行なう。(ところが)今ここでは、晋は、月をこえただけで(死後わずか三箇月で)埋葬し、主を作って烝祭した。(つまり)傳は、晋が溴梁の會を開こうとしていたためにいそいで埋葬した、ことを言っているのである。

附僖公三十三年の傳文に「凡君薨 卒哭而祔 祔而作主 特祀於主 烝嘗禘於廟」とあり、注に「冬祭曰烝」とある。また、隱公元年の傳文に「天子七月而葬 同軌畢至 諸侯五月 同盟至」とある。なお、上の經の注に「踰月而葬 速也」とある。

團警守而下 會于溴梁

㊤ 黃河にそって東へおもむいたから、「下」と言っているのである。

附僖公二十五年の傳文「晉侯辭秦師而下」の注に「順流 故曰下」とある。なお、『國語』晉語四「公以二軍下 次於陽樊」の章注に「東行曰下」とあるのを参照。

團命歸侵田

㊤ 「侵田」とは、諸侯が相手から奪い取った田である。

附僖公三十一年の公羊傳文に「晉侯執曹伯 班其所取侵地 于諸侯也」とあるのを参照。

團以我故 執邾宣公莒犁比公

㊤ 「犁比」は、莒子の號である。十二年と十四年に莒人が魯を侵し、前年に邾人が魯を伐った。晋は魯のために二國をとがめようとしたが、悼公が卒したため、會合できなかった。だから、(今ここで)平公がその事をしとげたのである。

附注の前半については、僖公二十六年の傳文「春王正月公會莒茲壬公」の注に「茲平 時君之號 莒 夷無諡 以號爲稱」とある。

注の後半については、十五年の傳文に「秋邾人伐我南鄙 使告于晉 晉將爲會以討邾莒(注 十二年十四年莒人伐魯 未之討也) 晉侯有疾 乃止 冬晉悼公卒 遂不克會(注 爲明年會溴梁傳)」とある。

團且曰 通齊楚之使

㊤ 邾と莒は、齊と楚が往來する道の途中にあったから、あわせて、これによって責めたのである。經が「執」を「大夫盟」の下に書いているのは、盟った後に赴告してきたからである。

團晉侯與諸侯宴于温 使諸大夫舞 曰 歌詩必類

㊤ 古詩を歌うには、それぞれ、義類に従うようにしなければ

ばならない（その場にふさわしいものを選ばなければならぬ）。

團齊高厚之詩不類

④齊に二心があつたからである。

團荀偃怒 且曰 諸侯有異志矣 使諸大夫盟高厚 高厚逃

歸

⑤齊は大國で、高厚がこのようであるからには、小國の中に必ず同調者がいるはずである。

團於是叔孫豹晉荀偃宋向戌衛甯殖鄭公孫蠆小邾之大夫盟

曰 同討不庭

⑥曹以下の大夫を書かないから、傳は、「小邾（之大夫）」を擧げて、それらを包括したのである。

附上の經に「三月公會晉侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子薛伯杞伯小邾子于澠梁」とある。

團許男請遷于晉

⑦許は楚に叛こうとしたのである。

附成公十五年の傳文に「許靈公畏偪于鄭 請遷于楚 辛丑

楚公子申遷許于葉」とある。

團諸侯遂遷許 許大夫不可 晉人歸諸侯

⑧（晉は）自國の師だけをひきいて、許（の大夫）が遷都に同意しないのを討つことにしたのである。

團鄭子蟻聞將伐許 遂相鄭伯以從諸侯之師

⑨鄭は、許に對して積年の怨みがあつたから、その君がみづから行ったのである。

團穆叔從公

⑩公に從つて歸國したのである。

團齊子帥師會晉荀偃 書曰會鄭伯 爲夷故也

⑪「夷」は、平である。魯の事について、《春秋》の記錄が、他國の事と同じでないのは、客と主について言うのであるから、表現が異なつていて當然なのである。魯の卿が公侯と會した場合（も、他國とは異なつて）、いつも、《春秋》に譏りが無い（可否が明らかにされてない）。だから、ここで（特に）例を示したのである。（つまり）兵に主となつた荀偃を先に書かず、おかれてやつて來た鄭伯を（先に）書いているのは、この時（参加者が）いづれもみな諸侯の大夫（卿）だったので、「いづれもみな（鄭伯と）平（對等）」だから鄭伯と會合できる」という點に意義を取つた（という意義を示した）のである。

附注の「夷 平也」については、成公十六年の傳文「將塞井夷竈而爲行也」の注に、同文がみえる。

注の「魯卿每會公侯 春秋無譏」については、文公元年「秋公孫敖會晉侯于戚」の注に「禮 卿不會公侯 而春

秋魯大夫皆不貶者 體例已舉 故據用魯史成文而已」とある。なお、僖公二十九年の傳文に「在禮 卿不會公侯 會伯子男可也」とある。

注の「不先書主兵之荀偃云云」については、經の注に「荀偃主兵 當序鄭上方示叔老可以會鄭伯 故荀偃在下」とある。

なお、異説として、沈欽韓『春秋左氏傳補注』に「傳意以主兵者荀偃 非鄭伯 若直書叔老會晉荀偃 則是鄭伯與諸大夫等夷 無以見尊卑 故先書會鄭伯 傳云爲夷故 解經先鄭伯之義 杜預謬解」とある。また、楊伯峻『春秋左傳注』に「鄭伯爲君 荀偃固爲各軍主帥 但究屬晉臣 故列在鄭伯後 夷 平也 言如此序列 方得平也」とある。

㊦ 夏六月次于榭林 庚寅伐許 次于函氏

㊦ 「榭林」・「函氏」は、いづれもみな、許地である。

㊦ 晉荀偃欒黶帥師伐楚 以報宋揚梁之役

㊦ 晉の師だけが行ったのである。「揚梁の役」は、十二年にある。

㊦ 十二年の傳文に「冬楚子囊秦庶長無地伐宋 師于揚梁 以報晉之取鄭也」とある。

㊦ 楚公子格帥師及晉師戰于湛阪

㊦ 襄城の昆陽縣の北部に「湛」水があり、東へ流れて汝水にそそいでいた。

㊦ 『水經注』汝水に「京相璠曰 昆陽縣北有蒲城 蒲城北有湛水」とあるのを参照。

㊦ 楚師敗績 晉師遂侵方城之外

㊦ (經に) 書いていないのは、赴告してこなかったからである。

㊦ 復伐許而還

㊦ 許がまだ遷っていなかったからである。

㊦ 上の傳文に「許男請遷于晉(中略)許大夫不可」とある。

㊦ 秋齊侯圍郕

㊦ 「郕」は、魯の孟氏の邑である。晉に叛いたから、魯を伐ったのである。

㊦ 『說文』に「郕 魯孟氏邑」とあるのを参照。

㊦ 孟孺子速微之

㊦ 孟獻子の子の、莊子速である。「微」は、要である。

㊦ 注の「微 要也」については、文公十二年の傳文「寡君願微福于周公魯公以事君」等の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。ただし、この「要」は、もとめる

の意ではなくて、むかえうつの意のようである。

㊦ 齊侯曰 是好勇 去之以爲之名 速遂塞海陘而還

㊦「海陘」は、魯のせまくけわしい道である。

團冬穆叔如晉 聘且言齊故

㊧齊が二度も魯を伐ったことを訴えたのである。

團晉人曰 以寡君之未禘祀

㊨「禘祀」は、三年の喪がおわった後の吉祭である。

附閔公二年「夏五月乙酉吉禘于莊公」の注に「三年喪畢

致新死者之主於廟 廟之遠主 當遷入祧 因是大祭 以

審昭穆 謂之禘」とある。

團與民之未息

㊩許と楚を伐ったばかりである。

團不然 不敢忘 穆叔曰 以齊人之朝夕釋憾於敵邑之地

是以大請 敵邑之急 朝不及夕 引領西望曰 庶幾乎

㊪「庶幾乎」とは、晉が救援に来てくれるかも知れない、

ということである。

團比執事之間 恐無及也 見中行獻子 賦圻父

㊫「圻父」は、『詩』の小雅である。周の司馬は、封畿の

兵甲をつかさどるから、これを「圻父」と言うのである。

詩人は、圻父が、王の爪牙（親衛）であるのに、その職

務をはたさず、人民に、つらい思いをさせ、安心して生

活することが出来ないようにさせた、ことを責めたので

ある。

附『詩』小雅（圻父）に「圻父 予王之爪牙 胡轉予于恤

靡所止居」とあり、毛傳に「圻父 司馬也 職掌圻圻

之兵甲 恤 憂也」とあるのを参照。なお、詩序の鄭注

に「圻圻同」とある。

團獻子曰 偃知罪矣 敢不從執事以同恤社稷 而使魯及此

㊬（及此）とは、このような難儀にあう、ということであ

る。

團見范宣子 賦鴻鴈之卒章

㊭「鴻鴈」は、『詩』の小雅である。卒章に「鴻鴈が飛び、

哀しい鳴き聲が、啓啓とさわがしい。哲人（だけ）は、

私の苦勞をわかってくれる」とある。（つまり）魯は、

鴻鴈が居場所を失ったように、啓啓と、窮状を訴えてい

る、ということである。大きいのを「鴻」といい、小さ

いのを「鴈」という。

附毛傳に「未得所安集 則啓啓然」とあり、また、「大曰

鴻 小曰鴈」とあるのを参照。なお、『説文』に「噉

衆口愁也（中略）詩曰 哀鳴噉噉」とあるのも参照。

團宣子曰 句在此 敢使魯無鳩乎

㊮「鳩」は、集である。

附隱公八年の傳文「君釋三國之圖以鳩其民」の注に、同文

がみえる。なお、その附を参照。ちなみに、（鴻鴈）の

第二章に「鴻鴈于飛 集于中澤」とある。

〔襄公十七年〕

經十有七年春王二月庚午邾子貜卒

②傳はない。宣公である。(名を書いているのは) 四たび同盟した(からである)。

附僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也」とある。

經宋人伐陳

經夏衛石買帥師伐曹

③「買」は、石稷の子である。

附成公二年の傳文に「衛侯使孫良夫石稷甯相向禽將侵齊」とある。

經秋齊侯伐我北鄙圍桃 高厚帥師伐我北鄙圍防

④弁縣の東南部に桃虛がある。

附昭公七年の傳文「吾與子桃」の注に「魯國下縣東南有桃虛」とある。

經九月大雩

⑤傳はない。書いたのは、(時期を) 過ぎていたからであ

る。

附成公七年「多大雩」等の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

經宋華臣出奔陳

⑥宗室に無道を働き、懼れて出奔したのである。實際には冬に出奔したのに、秋のところに書いているのは、亂を起こした時点によって赴告してきたからである。

附下の傳文に「宋華閱卒 華臣弱臯比之室 使賊殺其宰華

吳(中略) 宋公聞之 曰 臣也 不唯其宗室是暴 大亂 宋國之政 必逐之(中略) 十一月甲午(中略) 華臣懼 遂奔陳」とある。

經冬邾人伐我南鄙

傳十七年春宋莊朝伐陳 獲司徒印 卑宋也

⑦「司徒印」は、陳の大夫である。「宋をみくびつた」とは、防備をかためなかつたのである。

附僖公二十二年の傳文に「邾人以須句故出師 公卑邾 不設備而禦之」とあり、注に「卑 小也」とある。

傳衛孫蒯田于曹隧

④ 國境を越えて狩獵をしたのである。「孫蒯」は、林父の子である。

附莊公八年の傳文「遂田于貝丘」等の注に「田 獵也」とある。

團飲馬于重丘

⑤ 「重丘」は、曹の邑である。

團毀其瓶 重丘人閉門而詢之

⑥ 「詢」は、罵（ののしる）である。

附哀公八年の傳文「曹人詬之」の注に「詬 詈辱也」とある。なお、同（釋文）に「詬之 本文作詢」とある。

團曰 親逐而君 爾父爲厲

⑦ 「厲」は、惡鬼である。林父が君を追い出したことは、十四年にある。

附注の前半については、成公十年の傳文「晉侯夢大厲」の注に「厲 鬼也」とある。なお、その附を参照。なお、異説として、洪亮吉『春秋左傳詁』に「詩毛傳及廣雅

厲 惡也 郭象注莊子厲之人夜半生其子云 厲 惡人也

按 杜注 厲 惡鬼 今攷此時林父尙在 詬之者不過

斥其惡耳 不應即謂之鬼 杜注非也 襄二十六年傳注亦同」とある。

注の後半については、異説として、楊樹達『讀左傳』に「孫林父之出獻公 緣於蒯之入使 故重丘人詢蒯云 親

逐而君 杜以逐君屬林父 與文言親逐不合 疏亦未得其說」とある。

團是之不憂 而何以田爲 夏衛石買孫蒯伐曹 取重丘

⑧ 孫蒯を（經に）書いていないのは、卿ではなかったからである。

團曹人懇于晉

⑨ 明年の、晉人が石買を執えたこと、のために傳したのである。

附十八年に「夏晉人執衛行人石買」とあり、傳に「爲曹故也」とある。

團齊人以其未得志于我故

⑩ 前年に成を圍んだが、孟孺子を避け（てひきあげ）た。

附十六年の傳文に「秋齊侯圍郕 孟孺子速微之 齊侯曰 是好勇 去之以爲之名」とある。

團秋齊侯伐我北鄙圍桃 高厚圍臧紇于防

⑪ 「防」は、臧紇の邑である。

團師自陽關逆臧孫 至于旅松

⑫ 「陽關」は、泰山の鉅平縣の東部にあった。「旅松」は、防の近くの地である。魯の師は、齊を畏れ、防まで行くことはしなかったのである。

附『續漢書』郡國志三に「泰山郡（中略）鉅平（中略）有

陽關亭」とあるのを参照。

㊦ 邴叔紇臧疇臧賈帥甲三百 宵犯齊師 送之而復

㊧ 「邴叔紇」は、叔梁紇である。「臧疇」「臧賈」は、臧紇の昆弟である。三子は、臧紇といっしょに防にいたから、夜のうちに臧紇を旅松まで送りどけ、ひきかえして防を守ったのである。

㊨ 附注の「邴叔紇 叔梁紇」については、十年の傳文「縣門發 邴人紇扶之 以出門者」の注に「紇 邴邑大夫 仲尼父叔梁紇也」とある。

注の「臧疇臧賈 臧紇之昆弟也」については、二十三年の傳文に「初臧宣叔娶于鑄 生賈及爲而死 繼室以其姪 穆姜之嬖子也 生紇」とある。

㊩ 邴齊師去之

㊪ 臧紇をとりになしたからである。

㊫ 邴齊人獲臧堅

㊬ 「堅」は、臧紇の一族である。

㊭ 邴齊侯使夙沙衛唁之 且曰 無死

㊮ 自殺させまいとしたのである。

㊯ 邴堅稽首曰 拜命之辱 抑君賜不終 姑又使其刑臣禮於士 以杖扶其傷而死

㊰ (士である) 自分に對して賤人を慰問によこしたのは、恩恵として缺けたところがある、ということである。夙

沙衛は奄人(宦官)であるから、これを「刑臣」と言ったのである。

㊱ 附注の前半については、異説として、疏に「服虔云 言君義已 故來唁之 是惠賜也 謂己無死 不以義望己 是不終也」とある。また、楊伯峻『春秋左傳注』に「賜不終即曰無死之變辭 前人說多不瞭」とある。

注の後半については、二年の傳文「萊人使正與子賂夙沙衛以索馬牛皆百匹」の注に「夙沙衛 齊寺人」とある。また、僖公二十四年の傳文「行者甚衆 豈唯刑臣」の注に「披 奄人 故稱刑臣」とある。

㊲ 邴冬邾人伐我南鄙 爲齊故也

㊳ 齊が未だ魯を思い通りに出来ていなかったから、邾がその手助けをしたのである。

㊴ 附上の傳文に「齊人以其未得志于我故」とある。

㊵ 邴宋華閱卒 華臣弱臯比之室

㊶ 「臣」は、閱の弟であり、「臯比」は、閱の子である。「弱」とは、侵易する(みくびる)ことである。

㊷ 附注の「臣 閱之弟」については、『漢書』五行志中之上に「先是臣兄閱爲宋卿」とあるのを参照。

注の「弱 侵易之」については、成公十五年の傳文「蕩

澤弱公室」の注に「輕公室以爲弱」とある。

團使賊殺其宰華吳 賊六人以鉞殺諸盧門合左師之後

⑤「盧門」は、宋の城門である。「合」は、向戌（左師）の邑である。「後」は、家屋の後（裏手）である。

附注の「盧門 宋城門」については、桓公十四年の傳文「爲盧門之椽」の注に、同文がみえる。なお、その附を參照。

團左師懼 曰 老夫無罪 賊曰 臯比私有討於吳 遂幽其妻

⑥吳の妻を幽閉したのである。

團曰 界余而大壁

⑦「界」は、與（あたえる）である。

團僖公二十八年「三月丙午晉侯入曹 執曹伯 界宋人」等の注に、同文がみえる。なお、その附を參照。

團宋公聞之 曰 臣也 不唯其宗室是暴 大亂宋國之政

必逐之 左師曰 臣也 亦卿也 大臣不順 國之恥也

不如蓋之 乃舍之 左師爲己短策 苟過華臣之門 必聘

⑧華臣をきらったのである。

附疏に「服虔云 策 馬捶也 自爲短策 過華臣之門 助

御者擊馬而馳 惡之甚也 必爲短策者 私助御者 不欲

使人知也」とあるのを參照（ただし、どこまでが服注なのか、はっきりしない）。

なお、疏に「服虔云 蓋 覆蓋之 言左師無鷹鷂之志

而蓋不義之人 故尤之」とある。

團十一月甲午國人逐瘵狗 瘵狗入於華臣氏 國人從之 華

臣懼 遂奔陳

⑨華臣は、内心不安であったから、（國人が）狗を追いかけてくるのを見ると、驚いて逃げたのである。

附『漢書』五行志中之上に「華臣抗暴失義 內不自安 故大禍至 以犇亡也」とあるのを參照。

團宋皇國父爲大宰 爲平公築臺 妨於農收

⑩周正の十一月は、今（夏正）の九月にあたり、收穫の時である。

附傳の「農功」の「功」は、諸本に従って、「收」に改める。

團子罕請侯農功之畢 公弗許 築者謳曰 澤門之皙 實與

我役

⑪「澤門」は、宋の東城の南門である。皇國父は、色白で、

澤門の近くに住んでいた。

附『孟子』盡心上「魯君之宋 呼於埳澤之門」の趙注に「埳

澤 宋城門名也」とあるのを參照。なお、定公九年の傳文「皙幘而衣狸製」の注に「皙 白也」とある。

なお、『文選』卷第八司馬長卿（上林賦）「亭臯千里 靡不被築」の注に「服虔曰 臯 澤也」とあって、服虔の

據った本は、傳の「澤門」を「鼻門」に作っていたようである。ちなみに、〈釋文〉には「澤門 本或作鼻門者 誤」とある。

團 邑中之黔 實慰我心

㊦ 子罕は、色黒で、邑中（まちなか）に住んでいた。

附『說文』に「秦謂民爲黔首 謂黑色也」とあるのを参照。

團 子罕聞之 親執扑

㊦ 「扑」は、杖（むち）である。

團 文公十八年の傳文「歎以扑扶職」の注に「扑 箠也」とある。

團 以行築者 而扶其不勉者 曰 吾儕小人 皆有闔廬 以

辟燥濕寒暑

㊦ 「闔」とは、門戸（入口）を（扉で）とさすことをいう。

附定公八年の傳文に「築者闔門」とあり、注に「閉門」とある。なお、『說文』に「闔 門扇也 一曰 閉也」と

あり、また、「閉 闔門也」とあるのを参照。

團 今君爲一臺 而不速成 何以爲役

㊦ 「役」は、事である。

附成公二年の傳文「勤而撫之 以役主命」の注に、同文が

みえる。なお、その附を参照。

團 謳者乃止 或問其故 子罕曰 宋國區區 而有詛有祝

禍之本也

㊦ 傳は、子罕が（民の）非難を（皇國父と）分擔したことをほめているのである。

附成公二年の傳文に「吾以分謗也」とあり、注に「不欲使 韓氏獨受謗」とある。

團 齊晏桓子卒

㊦ 晏嬰の父である。

團 晏嬰羸縗斬

㊦ 「斬」は、（ふちを）縫わないものである。「縗」は、胸

の前にあてるものである。「羸」は、三升の（粗い）布

である。

附『儀禮』喪服「斬衰裳」の傳に「斬者何 不緝也」とあ

り、また、「衰三升」とあるのを参照。また、『說文』に

「縗 服衣 長六寸博四寸 直心」とあるのを参照。

團 苴經帶杖 菅屨

㊦ 「苴」は、麻で實がついているものであり、それが粗惡

である点に取ったのである。「杖」は、竹の杖（つえ）

である。「菅屨」は、草の屨（くつ）である。

附『儀禮』喪服「苴經杖絞帶 冠繩纓菅屨者」の傳に「苴

經者 麻之有賁者也」とあり、また、「苴杖 竹也」と

あり、また、「菅屨者 菅菲也」とあるのを参照。また、

同土喪禮「苴經 大鬲」の注に「苴麻者 其貌苴 以爲

經 服重者 尙羸惡」とあるのを参照。なお、疏に「馬融云 賁者臬實 臬麻之有子者 其色羸惡 故用之 苴者 麻之色」とある。また、僖公四年の傳文「其其資糧 扉屨」の注に「扉 草屨」とある。

なお、注に「取甚羸也」の「甚」は、技勘記に従って、「其」に改める。

團食鬻 居倚廬 寢苦枕草

㊦この禮は、〈士喪禮〉（既夕禮）とほぼ同じであり、異なっているのは、「枕草」だけである。しかしながら、〈士喪禮〉の「枕出」も、〈喪服〉の（傳文にはあるが）正文ではない。

附『儀禮』既夕禮に「居倚廬 寢苦枕塊（中略）歠粥」「塊」は「出」に同じ」とあるのを参照。ちなみに、既夕禮の題目の疏に「鄭目錄云 士喪禮之下篇也」とある。また、同喪服の傳に「居倚廬 寢苦枕塊（中略）歠粥」とあるのを参照。なお、疏に「杜意言古禮未必無枕草之法也」とある。

團其老曰 非大夫之禮也

㊦當時の慣行では、士と大夫とは、練服がそれぞれ違っていた。晏子は、大夫であるのに、士の禮を行なったのであり、その家臣は、理解できなかったから、譏ったのである。

附疏に「晏子反時以從正」とある。なお、『禮記』雜記上「大夫爲其父母兄弟之未爲大夫者之喪 服如士服 士爲其父母兄弟之爲大夫者之喪 服如士服」の疏に引く王肅『聖證論』に「喪禮 自天子以下無等 故曾子云 哭泣之哀 齊斬之情 饘粥之食 自天子達（中略）春秋之時 尊者尙輕簡 喪服禮制遂壞 羣卿專政 晏子惡之 故服羸衰枕草 於當時爲重」とあるのを参照。

團曰 唯卿爲大夫

㊦晏子は、自分を正しいとして、世の中が禮を失していることを指斥する、のをきらったから、へりくだった言葉で、簡略に家老に答えたのである。

附『晏子春秋』雜上に「孔子曰 晏子可謂能遠害矣 不以己之是駁人之非 遜辭以避咎 義也夫」とあるのを参照。また、すぐ上の附にあげた『禮記』雜記上の文の鄭注に「曰 唯卿爲大夫 此平仲之謙也 言己非大夫 故爲父服士服耳」とあるのを参照。なお、同疏に「服虔注左傳 與端衰喪車無等 其老之問 晏子之答 皆爲非禮」とある。

〔襄公十八年〕

經十有八年春白狄來

㊦「朝」と言っていないのは、朝禮を（きちんと）行なう

ことが出来なかったからである。

附公羊傳文に「何以不言朝 不能朝也」とあるのを参照。

なお、僖公二十九年「春介葛盧來」の注にも「不稱朝

不見公 且不能行朝禮」とある。

經夏晉人執衛行人石買

⑤石買は曹を伐った當人であるから、罪人として、その本來の罪をこらしめなければならぬのに、晉は、彼が使者となったのを利用して（使者として）執えたから、「行人」と書いて、晉を罪責したのである。

附十七年に「夏衛石買帥師伐曹」とある。また、十一年の

傳文に「書曰行人 言使人也」とあり、注に「書行人

言非使人之罪 古者兵交 使在其間 所以通命示整 或

執殺之 皆以爲讖也」とある。

經秋齊師伐我北鄙

⑥「齊侯」と書いていないのは、齊侯（自身）は境に入らなかつたからである。

附下の傳文に「秋齊侯伐我北鄙」とある。

經冬十月公會晉侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯

小邾子同圍齊

⑦齊がしばしば不義を行なったから、諸侯は心を同じくして、いっしょに齊を圍んだのである。

附殺梁傳文に「諸侯同罪之也」とあるのを参照。また、莊

公十六年の公羊傳文に「同盟者何 同欲也」とあり、何

注に「同心欲盟也 同心爲善 善必成 同心爲惡 惡必

成 故重而言同也」とあるのを参照。

經曹伯負芻卒于師

⑧傳はない。（葬）禮は、許男と同じにした（一等級を加えた）はずである。（名を書いているのは）三たび同盟した（からである）。

附注の「禮當與許男同」については、僖公四年「夏許男新

臣卒」の傳に「許穆公卒于師 葬之以侯 禮也 凡諸侯

葬于朝會 加一等」とあり、注に「諸侯命有三等 公爲

上等 侯伯中等 子男爲下等」とある。なお、疏に「此

曹是伯爵 與許男同 當葬以公禮也」とある。

注の「三同盟」については、僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也」とある。

なお、疏に引く『釋例』に「若卒于朝會 或書師或書地

者 史之成文 非義例所存也」とある。

經楚公子午帥師伐鄭

團十八年春白狄始來

㊤「白狄」は、狄の箇別名である。魯と接したことがなかったから、「始」と言っているのである。

附僖公三十三年の傳文「卻缺獲白狄子」の注に「白狄 狄別種也」とある。

團夏晉人執衛行人石買于長子 執孫蒯于純留

㊤「長子」・「純留」の二縣は、今、いづれもみな、上黨郡に屬している。孫蒯を（經に）書いていないのは、父が位におり、蒯は卿ではなかった、からである。

附注の前半については、『漢書』地理志上に「上黨郡（中略）長子（中略）屯留」とあるのを參照。

注の後半については、十七年の傳文「衛孫蒯田于曹隧」の注に「孫蒯 林父之子」とある。また、同年の傳文「夏衛石買孫蒯伐曹 取重丘」の注に「孫蒯不書 非卿」とある。

團爲曹故也

㊤前年に衛が曹を伐った（からである）。

附十七年の傳文に「夏衛石買孫蒯伐曹 取重丘 曹人愆于晉」とあり、注に「爲明年晉人執石買傳」とある。

團秋齊侯伐我北鄙 中行獻子將伐齊 夢與厲公訟 弗勝

㊤「厲公」は、獻子が弑した相手である。

附成公十八年の傳文に「春王正月庚申晉欒書中行偃使程滑弑厲公」とある。

團公以戈擊之 首隊於前 跪而戴之 奉之以走 見梗陽之巫臯

㊤「梗陽」は、晉の邑で、太原の晉陽縣の南部にあった。

「臯」は、巫の名である。あわせて、巫臯に出あう夢も見たのである。

團他日 見諸道 與之言 同

㊤巫もまた、獻子が厲公と言い争う夢を見たのである。

團巫曰 今茲主必死 若有事於東方 則可以逞

㊤巫は、獻子に死の徴があるのを知ったから、存分に齊を伐つよう勧めたのである。

團獻子許諾 晉侯伐齊 將濟河 獻子以朱絲係玉二穀

㊤一對の玉を「穀」という。

附僖公三十年の傳文「皆十穀」の注に、同文がみえる。なお、その附を參照。

團而禱曰 齊環怙恃其險 負其衆庶

㊤「環」は、齊の靈公の名である。「負」は、依である。

附十四年の傳文に「昔秦人負恃其衆」とある。

團棄好背盟 陵虐神主

㊤「神主」は、民である。しばしば魯を伐って人民をしい

たげたことをいう。

附桓公六年の傳文に「夫民 神之主也」とある。

團曾臣彪將率諸侯以討焉

㊦ 「彪」は、晉の平公の名である。「臣」と稱しているのは、上に天子がいることを明らかにし、謙遜して神に告げたのである。「曾臣」は、末臣と同じである。

附『會箋』に「奉王命討不庭 故稱臣 曾 重也 故先儒

解爲陪臣 謂晉侯上有天子 天子上有明神 自明神視之

則晉侯爲陪臣 然明神天子之間 非可分君臣 曾臣只

是最下之臣 群臣無數 而我班位甚卑 其於天子 中間

凡隔幾多臣 故稱曾臣也」とあるのを参照。

團其官臣偃實先後之

㊦ 「官臣」とは、官を守る臣である。「偃」は、獻子の名である。

附昭公二十年の傳文に「仲尼曰 守道 不如守官」とある。

なお、張聰咸『左傳杜注辨證』に「周禮大宗伯 六命賜

官 鄭氏謂此王六命之卿賜官者 使得自置其臣 治家邑

如諸侯 援此傳以足其說 然則官臣者 諸侯得受賜天子

故臣得稱官 晉文告神稱曾臣彪 故偃稱官臣也 杜說

未晰 賈公彥疏以爲荀偃自於晉君稱官 更謬」とあるの

を参照。

團苟捷有功 無作神羞

㊦ 「羞」は、恥である。

附『國語』周語中「姦禮爲羞」の章注に「羞 恥也」とあ

るのを参照。また、『禮記』緇衣「兇命曰 惟口起羞」

の注に「羞猶辱也」とあるのを参照。

團官臣偃無敢復濟

㊦ 偃は、巫の言葉信じたから、死を自分に誓ったのである。

附上の傳文に「巫曰 今茲主必死 若有事於東方 則可以

逞 獻子許諾」とある。

團唯爾有神裁之 沈玉而濟

團冬十月會于魯濟 尋溴梁之言 同伐齊

㊦ 「溴梁」は、十六年にあり、"ともに不庭(従わぬ者)"を討たん"と盟った。

附十六年の傳文に「於是叔孫豹晉荀偃宋向戌衛甯殖鄭公孫

鼂小邾之大夫盟 曰 同討不庭」とある。なお、隱公十

年の傳文「以王命討不庭」の注に「下之事上 皆成禮於

庭中」とある。

團齊侯禦諸平陰 塹防門而守之 廣里

㊦ 「平陰」城は、濟北の盧縣の東北部にあった。その城の

南に防があり、防には門があった。門の外に塹壕を横向

きに作り、その幅が一里もあつたから、經で「圍」と書

いているのである。

附異説として、惠棟『春秋左傳補註』に「京相璠曰 平陰

齊地也 在濟北盧縣故城西南十里（杜氏云在縣東北

非也）平陰城南有長城 東至海 西至濟 河道所由 名

防門 去平陰三里 司馬彪郡國志曰 濟北盧縣有平陰城

有防門 有光里 京相璠曰 坊門北有光里 齊人言廣

音與光同 杜氏以爲平陰城南有防 防有門 於門外作

塹橫行 廣一里 皆臆説也」とある。

團夙沙衛曰 不能戰 莫如守險

④防門は險阻とは言えない、ということである。

團弗聽 諸侯之士門焉 齊人多死 范宣子告析文子

④「析文子」は、齊の大夫の子家である。

團曰 吾知子 敢匿情乎 魯人莒人皆請以車千乘自其鄉入

既許之矣 若人 君必失國 子蓋圖之 子家以告公

公恐 晏嬰聞之 曰 君固無勇 而又聞是 弗能久矣

④晉に對して、長くはもちこたえられない。

團齊侯登巫山以望晉師

④「巫山」は、盧縣の東北部にあった。

附『水經注』濟水に「京相璠云 巫山在平陰東北」とある

のを參照。

團晉人使司馬斥山澤之險 雖所不至 必旆而疏陳之

④「斥」は、候である。まばら〔廣範圍〕に旌旗〔はた〕

を建てて陣をなし、多勢であることを示した（多勢であるかのように見せかけた）のである。

附注の「斥 候也」については、十一年の傳文に「納斥候」

とある。なお、異説として、陸釐『左傳附注』に「斥

開也」とある。

團使乘車者左實右僞 以旆先

④「僞」とは、衣服で人形を作ったのである。（以旆先

とは）旆を建てて先驅したのである。

附宣公十二年の傳文「令尹南轅反旆」の注に「旆 軍前大

旗」とある。

團輿曳柴而從之

④それによって土けむりをあげた（大軍に見せかけた）の

である。

附僖公二十八年の傳文「欒枝使輿曳柴而僞遁」の注に「曳

柴起塵 詐爲衆走」とある。

團齊侯見之 畏其衆也 乃脫歸

④「脱」とは、旗じるしを張らなかつた（とりはずした）

のである。

附閔公二年の傳文に「衛侯不去其旗 是以甚敗」とある。

なお、異説として、安井衡『左傳輯釋』に「脱歸 脱身

逃歸也」とある。

團丙寅晦齊師夜遁 師曠告晉侯曰 烏烏之警樂 齊師其遁

㊦鳥鳥は、からっぽの軍營を手に入れたから、喜んだのである。

附莊公二十八年の傳文に「楚幕有鳥」とある。なお、『孫子』行軍に「鳥集者 虚也」とあるのを参照。

團邢伯告中行伯

㊦「邢伯」は、晋の大夫の邢侯である。「中行伯」は、獻子である。

附昭公十四年の傳文に「晋邢侯與雍子爭鄙田」とある。

團曰 有班馬之聲

㊦夜間にのがれたため、馬は、互いに仲間が見えなかった〔わかれわかれになった〕から、鳴いたのである。「班」は、別〔わかれる〕である。

附異説として、惠棟『春秋左傳補註』に「班 還也 郭璞

引作般 齊師夜遁 馬鳴聲漸遠 故云班馬之聲 尙書班

瑞于羣后 史記班作還 古字通」とあり、また、沈欽韓

『春秋左氏傳補注』に「屯卦六二 乘馬班如 虞翻注

班 躡也 馬不進 故班如矣 讀如盤桓 班馬之聲 義

當如此 又釋言 般 還也 郭注引傳作般 亦謂盤辟不

前之意 還音旋 或音環 杜預謂班別 迂僻」とある。

團齊師其遁 叔向告晉侯曰 城上有烏 齊師其遁 十一月

丁卯朔入平陰 遂從齊師 夙沙衛連大車以塞隧而殿

㊦ここが、衛が守ろうとした險阻である。

附上の傳文に「夙沙衛曰 不能戰 莫如守險」とある。

團殖綽郭最曰 子殿國師 齊之辱也

㊦奄人〔宦官〕が軍の殿〔しんがり〕をつとめたから、恥としたのである。

附二年の傳文「萊人使正與子賂夙沙衛以索馬牛皆百匹」の

注に「夙沙衛 齊寺人」とある。

團子姑先乎 乃代之殿 衛殺馬於隘以塞道

㊦二子を恨んだから、その道をふさぎ、晋に彼らをとらえさせようとしたのである。

團晋州綽及之 射殖綽 中肩 兩矢夾脰

㊦「脰」は、頸〔くび〕である。

附莊公十二年の公羊傳文「萬怒 搏閔公 絕其脰」の何注

に「脰 頸也」とあるのを参照。

團曰 止 將爲三軍獲 不止 將取其衷

㊦止まらなければ、今度は兩矢の中央を射ぬく、ということである。

團顧曰 爲私誓 州綽曰 有如日

㊦絶対に汝を殺さないことは、日のように明らかである、ということである。

附文公十三年の傳文「秦伯曰 若背其言 所不歸爾帑者

有如河」の注に「言必歸其妻子 明白如河」とある。な

お、その附を参照。

團乃弛弓而自後縛之

㊤ うしろ手に縛ったのである。

附 僖公六年の傳文「許男面縛銜璧」の注に「縛手於後 唯

見其面 以璧爲贄 手縛故銜之」とある。なお、『史記』

陳丞相世家「武士反接之」の〈集解〉に「漢書音義曰

反縛兩手」とあるのを参照。

團其右具丙

㊦ 州綽の車右である。

團亦舍兵而縛郭最 皆衿甲面縛

㊧ 「衿甲」とは、甲（よろい）を脱がなかったのである。

團坐于中軍之鼓下 晉人欲逐歸者 魯衛請攻險

㊨ 「險」とは、かたく城を守っている者である。

團己卯荀偃士句以中軍克京茲

㊩ 「京茲」は、平陰城の東南にあった。

附 『續漢書』郡國志三に「濟北國（中略）盧 有平陰城（中

略）有景茲山」とあるのを参照。なお、上の傳文「齊侯

禦諸平陰」の注に「平陰城在濟北盧縣東北」とある。

團乙酉魏絳欒盈以下軍克郭

㊪ 欒盈が死に、その子の盈が下軍の佐となっていた。平陰

の西に郭山がある。

附 十四年の傳文「其在盈乎」の注に「盈 盈之子」とある。また、十三年の傳文に「欒盈將下軍 魏絳佐之」とある。

團趙武韓起以上軍圍廬 弗克 十二月戊戌及秦周 伐雍門

之萩

㊫ 「秦周」は、魯の大夫である。趙武がこれに追いつき、

いっしょに萩を伐ったのである。「雍門」は、齊の城門

である。

附 注の前半については、異説として、惠棟『春秋左傳補註』

に「子惠子曰 呂覽慎大篇曰 齊達子帥其餘卒以軍于秦

周 高誘曰 秦周 齊城門名也 案秦周當是齊地名 杜

氏以爲魯大夫 失之」とある。

注の後半については、『戰國策』齊一「使輕車銳騎衝雍

門」の高注に「雍門 齊西門名也」とあるのを参照。

團范鞅門于雍門 其御追喜以戈殺大于門中

㊬ 犬を殺したのは、餘裕を示すためである。

團孟莊子斬其楛以爲公琴

㊭ 「莊子」は、孺子速である。「楛」は、木の名である。

附 十六年の傳文に「孟孺子速微之」とあり、注に「孟獻子

之子 莊子速也」とある。

團己亥焚雍門及西郭南郭 劉難士弱牽諸侯之師焚申池之竹

木

㊮ 二子は、晉の大夫である。

團壬寅焚東郭北郭 范鞅門于揚門

㊯ 齊の西門である。

團州綽門于東閫

⑤ 齊の東門である。

團左驂迫 還于門中 以枚數闔

⑥ 「枚」は、馬の槌（むち）である。「闔」は、門扇（とびら）である。その板をかぞえたのは、恐れていないことを示すためである。

附異説として、焦循『春秋左傳補疏』に「二十一年傳 州

綽云 東閫之役 臣左驂迫 還於門中 識其枚數 故杜

云 數其枚 考工記 覺氏爲鍾 鍾帶謂之篆 篆間謂之

枚 鄭司農云 枚 鍾乳也 元謂今時鍾乳俠鼓與舞 每

處有九 面三十六 門闔之上 以鐵釘布之 有如鍾乳

故亦名枚 二十一年傳注 以門板解枚字 而釋文於傳文

出其枚二字云 本亦作板 於是此注數其枚 宋本枚亦

作板 正義云 以馬枚數門扇之板 彼時數得其數 則二

枚不同 今人數物 猶云一枚二枚 孔氏所據傳文 固作

枚數 不作板數 門闔之板 無可數者也 試以州綽自言

識其枚數之枚 證以枚數闔之枚 蓋皆指門闔上之乳 以

枚數闔 猶云數闔之枚 數闔者 卽數其枚 闔有何可數

乎 傳文前後自相發明 杜氏不識左氏屬文句法 以十八

年之枚爲馬槌 二十一年之枚爲門板 而孔氏以枚數爲一

枚二枚 均失之矣」とある。

なお、傳の「東門中」の「東」は、技勘記に従って、衍

文とみなす。また、注の「數其枚」の「枚」は、技勘記に従って、「板」に改める。

團齊侯駕 將走郵棠

⑥ 「郵棠」は齊の邑である。

團天子與郭榮扣馬

⑥ 「天子」は、光である。「榮」は、齊の大夫である。

附十九年の傳文に「齊侯娶于魯 曰顏懿姬 無子 其姪驪

聲姬 生光 以爲天子」とある。

團曰 師速而疾 略也

⑥ 齊の地を荒らしまわろうとしているだけで、長く攻める

意志はない、ということである。

附隱公五年の傳文「公曰 吾將略地焉」の注に「略 摠攝

巡行之名 傳曰 東略之不知 西則否矣」とある。なお、

その附を参照。

團將退矣 君何懼焉 且社稷之主不可以輕 輕則失衆 君

必待之 將犯之 天子抽劍斷韋 乃止 甲辰東侵及濰

南及沂

⑥ 「濰」水は、東莞の東北部にあり、北海の都昌縣に至っ

て、海にそそいでいた。「沂」水は、東莞の蓋縣から出

下邳に至って、泗水にそそいでいた。

附「水經」に「濰水出琅邪箕縣濰山（中略）又東北過都昌

縣東 又東北入于海」とあり、また、「沂水出泰山蓋縣

艾山(中略)又南過下邳縣西南入于泗」とあるのを参照。
なお、注の「東北」は、あるいは、東北へ流れ、の意か
も知れない。

團 鄭子孔欲去諸大夫

㊦ 權力をひとりじめしようとしたのである。

團 將叛晉而起楚師以去之 使告子庚 子庚弗許

㊦ 「子庚」は、楚の令尹の公子午である。

團 十二年の傳文「楚司馬子庚聘于秦」の注に「子庚 莊王
子午也」とある。また、十五年の傳文に「楚公子午爲令
尹」とある。

團 楚子聞之 使楊豚尹宣告子庚曰 國人謂不穀主社稷而不

出師 死不從禮

㊦ 先君の霸業を受け継がないでいるから、死んでも、先君
の禮によれないであろう。

團 注の「不能先君之禮」は、諸本に従って、「不得從先君
之禮」に改める。

團 不穀即位 於今五年 師徒不出 人其以不穀爲自逸而忘

先君之業矣

㊦ いまだかつて、自分で軍をひきいて出動したことがない、
ことをいう。

團 大夫圖之 其若之何 子庚歎曰 君王其謂午懷安乎 吾

以利社稷也 見使者 稽首而對曰 諸侯方睦於晉 臣請
嘗之

㊦ 「嘗」とは、その難易をためすのである。

團 成公十七年の傳文「君盍嘗使諸周而察之」等の注に「嘗
試也」とある。なお、その附を参照。

團 若可 君而繼之 不可 收師而退 可以無害 君亦無辱

子庚帥師治兵於汾

㊦ 襄城縣の東北部に汾丘城がある。

團 『續漢書』郡國志二に「潁川郡(中略)襄城(中略)有
汾丘」とあるのを参照。

團 於是子矯伯有子張從鄭伯伐齊

㊦ 「子張」は、公孫黑肱である。

團 二十二年の傳文に「九月鄭公孫黑肱有疾 歸邑于公」と
あり、注に「黑肱 子張」とある。

團 子孔子展子西守 二子知子孔之謀

㊦ 「二子」とは、子展と子西である。

團 完守入保

㊦ 城郭をかため、中で保守した(たてこもった)のである。

團 子孔不敢會楚師 楚師伐鄭 次於魚陵

㊦ 「魚陵」は、魚齒山で、南陽の犇縣の北部にあった。鄭
地である。

團 右師城上棘 遂涉潁 次于旃然

④ 潁水を渡ろうとしたから、水邊に假に小城を築いて、進退の據點としたのである。「旃然」水は、熒陽の成臯縣から出、東へ流れて、汴水にそそいでいた。

附『續漢書』郡國志一に「河南尹（中略）成臯 有旃然水」とあるのを参照。なお、注の「城臯縣」の「城」は、諸本に従って、「成」に改める。

團 蔦子馮公子格率銳師侵費滑胥靡獻于雍梁

⑤ 「胥靡」・「獻于」・「雍梁」は、いづれもみな、鄭の邑である。河南の陽翟縣の東北部に雍氏城がある。

附『續漢書』郡國志二に「潁川郡（中略）陽翟（中略）有雍氏城」とあるのを参照。

團 右回梅山

⑥ 熒陽の密縣の東北部にあった。

附『續漢書』郡國志一に「河南尹（中略）密（中略）有梅山」とあるのを参照。

團 侵鄭東北 至于蟲牢而反 子庚門于純門 信于城下而還

⑦ 「信」は、再宿（二泊）である。附莊公三年の傳文に「凡師 一宿爲舍 再宿爲信 過信爲次」とある。

團 涉於魚齒之下

⑧ 魚齒山のふもとには澁水があったから、「涉」と言っているのである。

團 甚雨及之 楚師多凍 役徒幾盡 晉人聞有楚師 師曠曰 不害 吾驟歌北風 又歌南風 南風不競

⑨ 「歌」とは、律（ふえ）を吹いて、八風を詠唱するのである。南風は音が微弱であったから、「不競」と言っているのである。師曠が（八風のうち）南・北の風だけを歌ったのは、晉・楚の強・弱をききわけようとしたからである。

附隱公五年の傳文に「夫舞所以節八音而行八風」とあり、

注に「八風 八方之風也」とある。また、僖公七年の傳文「心則不競」等の注に「競 強也」とある。なお、『周禮』大師に「大師 執同律以聽軍聲 而詔吉凶」とあるのを参照。また、同保章氏「以十有二風 察天地之和 命乖別之妖祥」の注に「吹其律以知和不」とあるのを参照。なお、異説として、疏に「服虔以爲 卯酉以北律呂爲北風 以南爲南風」とあり、また、保章氏の疏に「服注 北風 無射夾鍾以北 南風 沽洗以南」とある（つまり、服虔は、「北風」・「南風」を、八風ではなくて、十二辰すなわち十二律に當っている、ということ）。なお、注の「師也」は、諸本に従って、衍文とみなす。

團 多死聲 楚必無功 董叔曰 天道多在西北

⑩ （この年）歳星が豕韋（姫觜）にあり、月も建亥（周正の十二月）であったから、「多く西北にある」と言っている。

いるのである。

附二十八年の傳文に「春無冰 梓慎曰 今茲宋鄭其饑乎

歲在星紀 而淫於玄枵」とあり、注に「歲 歲星也（中

略）十八年晉董叔曰 天道多在西北 是歲歲星在亥 至

此年十一歲 故在星紀」とある。また、昭公十一年の傳

文に「此蔡侯般弑其君之歲也 歲在豕韋」とあり、注に

「襄三十年蔡世子般弑其君 歲在豕韋 至今十三歲 歲

復在豕韋」とある。なお、豕つまり亥は、方角として、

西北に當たる。

なお、下の疏に「服虔云 南風律氣不至 故聲多死」と

ある。

團南師不時 必無功

㊦「不時」とは、歳と月とに抵觸することをいう。

團叔向曰 在其君之德也

㊦天の時も地の利も、人の和には及ばない、ということである。

附『孟子』公孫丑下に「天時不如地利 地利不如人和」と

あるのを参照。

〔襄公十九年〕

經十有九年春王正月諸侯盟于祝柯

㊦「諸侯」とは、前年に齊を圍んだ諸侯である。「祝柯」

縣は、今、濟南郡に屬している。

附十八年に「冬十月公會晉侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子滕

子薛伯杞伯小邾子同圍齊」とある。

經晉人執邾子

㊦「人」を稱して執えているのは、惡が民に及んだからである。

附成公十五年の傳文に「凡君不道於其民 諸侯討而執之

則曰某人執某侯」とあり、注に「稱人 示衆所欲執」と

ある。

經公至自伐齊

㊦傳はない。

附疏に「賈逵云 圍齊而致伐 以策伐勳也」とある。

經取邾田自漚水

㊦邾の田を取り、漚水を境界としたのである。「漚水」は、

東海の合郷縣から出て、西南へ流れ、魯國を経て、高平

の湖陸縣に至り、泗水にそそいでいた。

附公羊傳文に「其言自漚水何 以漚爲竟也」とあるのを參

照。なお、注の「郭」は、技勘記に従って、「漚」に改

める。

經季孫宿如晉 葬曹成公

㊦傳はない。

經夏衛孫林父帥師伐齊

經秋七月辛卯齊侯環卒

㊦(名を書いているのは)世子光が三たび魯と同盟した(からである)。

附僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也」とある。

經晉士匄帥師侵齊 至穀 聞齊侯卒 乃還

㊦到達した場所及びひきあげたことを詳録しているのは、禮に合致したのをほめてである。

附下の傳文に「晉士匄侵齊 及穀 聞喪而還 禮也」とある。なお、公羊傳文に「還者何 善辭也 何善爾 大其不伐喪也」とあるのを参照。

經八月丙辰仲孫蔑卒

㊦傳はない。

經齊殺其大夫高厚

經鄭殺其大夫公子嘉

經冬葬齊靈公

㊦傳はない。

經城西郭

㊦魯の西郭である。

附僖公十二年の傳文「春諸侯城衛楚丘之郭 懼狄難也」等の注に「郭 郭也」とある。なお、その附を参照。

經叔孫豹會晉士匄于柯

㊦魏郡の内黃縣の東北部に柯城がある。

經城武城

㊦泰山の南城縣である。

附錢大昕『廿二史考異』晉書「地理志上(泰山郡南武城縣)に「按 續漢志泰山郡南武城縣故屬東海(漢書本作南成後漢始加土旁) 不知何時增入武字 考景獻羊皇后惠羊皇

后羊祜傳宋書羊欣羊元保傳并云泰山南武城人 武帝分泰山郡置南武郡 封羊祜爲南武郡公 亦以縣得名也 宋齊州

郡志隋地理志皆稱南武 無云南武城者 惟晉志多一武字 殆因下文有南武陽縣相涉而誤也 杜預注哀十四年傳云

泰山南武城縣西北有輿城 其注襄十九年經城武城則云泰山

南武城縣 二文似相抵牾 然劉昭注續漢志引襄十九年注亦云南武城縣 初無武字 則杜注此條武字亦後人所增也 南城本春秋武城之地 史記亦有南武城之稱(見仲尼弟子列傳)但晉世祇名南城 不名南武城」とあるのに従って、注の「武」は、衍文とみなす。

⑤十九年春諸侯還自沂上 盟于督揚 曰 大母侵小

⑥「督揚」は、祝柯に他ならない。

⑦上の經に「春王正月諸侯盟于祝柯」とある。

⑧執邾悼公 以其伐我故

⑨魯を伐つたことは、十七年にある。

⑩十七年に「冬邾人伐我南鄙」とある。

⑪遂次于泗上 疆我田

⑫邾と魯の境界を正したのである。「泗」は、川の名である。

⑬取邾田自漚水 歸之于我

⑭邾の田は漚水の北側(魯側)にあったが、今ここで、改めて漚水を境界としたから、「邾の田を取った」と言っているのである。

⑮異説として、疏に「公羊傳曰 其言自漚水何 以漚爲竟也 何言乎以漚爲竟 漚移也 其意言邾魯以漚水爲竟

漚水移入邾界 魯隨而有之 賈服取以爲說 言刺晉偏而

魯貪」とある。

⑯晉侯先歸 公享晉六卿于蒲圃

⑰六卿は魯にたちよつたのである。

⑱賜之三命之服 軍尉司馬司空輿尉候奄皆受一命之服

⑲鞞の戦いからひきあげる時に賜つたものと同じで、先轡(正車)だけがなかった。

⑳成公二年の傳文に「公會晉師于上鄆 賜三師先路三命之服 司馬司空輿帥侯正亞旅皆受一命之服」とある。

㉑荀偃束錦加璧乘馬 先吳壽夢之鼎

㉒荀偃は中軍の元帥であつたから、特別に贈物をしたのである。五匹を「束」という。四馬を「乘」という。「壽夢」は、吳子乗である。(壽夢が)鼎を魯に獻じたから、それをそのまま(鼎の)名稱としたのである。昔、(人)に贈物をする時には、必ず、何か(軽いもの)をそれより先におくつた。この場合は、璧・馬を鼎の先におくつたのである。

㉓注の「荀偃 中軍元帥」については、十三年の傳文に「荀偃將中軍」とある。

㉔注の「五匹爲束」については、閔公二年の傳文「重錦三十兩」の注に「以二丈雙行 故曰兩 三十兩 三十四也」とある。なお、その附を参照。

㉕注の「四馬爲乘」については、閔公二年の傳文「歸公乘

馬祭服五稱牛羊豕雞狗皆三百與門材」の注に「四馬曰乘」とある。なお、その附を参照。

注の「壽夢 吳子乘也」については、十二年に「秋九月 吳子乘卒」とあり、傳に「秋吳子壽夢卒」とあり、注に「壽夢 吳子之號」とある。

注の「古之獻物 必有以先云云」については、僖公三十三年の傳文「鄭商人弦高將市於周 遇之 以乘韋先 牛十二犒師」の注に「先韋乃入牛 古者將獻遺於人 必有以先之」とある。なお、その附を参照。

團 荀偃瘡疽 生瘍於頭

㊦ 「瘡疽」は、惡創（惡性のかさ）である。

團 濟河 及著雍 病 目出 大夫先歸者皆反 士匄請見 弗內 請後 曰 鄭甥可

㊦ 士匄は、中軍の佐であったから、後繼者をたづねたのである。「鄭甥」は、荀偃である。その母が鄭の女であった。

附 十三年の傳文に「荀偃將中軍 士匄佐之」とある。

團 二月甲寅卒 而視 不可舍

㊦ 目を開き、口を嚥んでいた。

附 文公五年「春王正月王使榮叔歸含且贈」の注に「含 口實」とある。

團 宣子盥而撫之 曰 事吳敢不如事主 猶視

㊦ 大夫のことを「主」と稱する。

附 「國語」晉語八「再世以下 主之」の韋注に「大夫稱主」とあるのを参照。

團 欒懷子曰 其爲未卒事於齊故也乎

㊦ 「懷子」は、欒盈である。

附 二十一年の傳文に「欒桓子娶於范宣子 生懷子」とあり、注に「桓子 欒黶 懷子 盈也」とある。

團 乃復撫之 曰 主苟終 所不嗣事于齊者 有如河 乃瞑 受舍

㊦ 「嗣」は、續である。

附 三十年の傳文「子産而死 誰其嗣之」の注に、同文がみえる。なお、『詩』鄭風〈子衿〉「縱我不往 子寧不嗣音」の鄭箋に「嗣 續也」とあるのを参照。

團 宣子出 曰 吾淺之爲丈夫也

㊦ 偏見をもって人（荀偃）を待遇してきたことを後悔したのである。

附 楊伯峻『春秋左傳注』に「此士匄自恨語 謂小視荀偃

未視之爲大丈夫」とあるのを参照。なお、異説として、

安井衡『左傳輯釋』に「此當言吾爲淺丈夫也 欲奇句法

故言淺之爲丈夫也 凡倒用字句者 加之字於所倒之字 下 如謂此也 作此之謂也」とある。

團 晉樂鮐帥師從衛孫文子伐齊

㊦ (齊を伐ったのは) 懷子の言葉のためである。「樂鮐」は、樂氏の一族である。(樂鮐のことを經に) 書いていないのは、兵を林父の方にひとまとめにし、簡別には赴告してこなかった、からである。經が夏のところに書いているのは、赴告に従ったのである。

附注の前半については、上の傳文に「樂懷子曰 其爲未卒事於齊故也乎」とある。

注の後半については、經に「夏衛孫林父帥師伐齊」とある。

團 季武子如晉拜師

㊦ 齊を討ってくれたことに拜謝したのである。

團 晉侯享之 范宣子爲政

㊦ 荀偃に代わって、中軍の將となった。

團 賦黍苗

㊦ 「黍苗」は、『詩』の小雅で、召伯が、陰雨が黍苗を養育するように、諸侯を勞來した(いたわった)、ことをほめたものである。(つまり) 晉君が、召伯と同じように、魯國を憂勞した(いたわった)、ことを喩えたのである。

附『詩』小雅(黍苗)の第一章に「芄芃黍苗 陰雨膏之

悠悠南行 召伯勞之」とある。なお、注の「勞來」に

いては、『説文』に「勅 勞也」とあり、段注に「此當云勞勅也 淺人刪一字耳(中略) 孟子放勅曰 勞之來之 詩序曰 萬民離散 不安其居 宣王能勞來還定安集之 來皆勅之省 俗作徠」とあるのを参照。

團 季武子興 再拜稽首 曰 小國之仰大國也 如百穀之仰膏雨焉 若常膏之 其天下輯睦 豈唯敝邑 賦六月

㊦ 「六月」は、尹吉甫が天子を輔佐して征伐した(ときの) 詩である。(つまり) 晉侯を、出征して王國を正した吉甫になぞらえたのである。

附『詩』小雅(六月)の第一章に「王于出征 以匡王國」とあり、第二章に「王于出征 以佐天子」とあり、第五章に「文武吉甫 萬邦爲憲」とある。なお、第五章の毛傳に「吉甫 尹吉甫也」とあり、鄭箋に「吉甫 此時大將也」とあるのを参照。

團 季武子以所得於齊之兵作林鍾 而銘魯功焉

㊦ 「林鍾」は、(本來) 律の名稱である。鍾を鑄造すると、その音が林鍾に應じたから、それをそのまま(鍾の) 名稱としたのである。

附『國語』周語下に「王將鑄無射 問律於伶州鳩 對曰 律所以立均出度也 古之神瞽考中聲而量之以制 度律均鍾 百宮軌儀 紀之以三 平之以六 成於十二 天之道

也 夫六 中之色也 故名之曰黃鍾(中略) 由是第之
二曰太簇(中略) 三曰姑洗(中略) 四曰蕤賓(中略) 五
曰夷則(中略) 六曰無射(中略) 爲之六間 以揚沈伏
而黜散越也 元間大呂(中略) 二間夾鍾(中略) 三間仲
呂(中略) 四間林鍾(中略) 五間南呂(中略) 六間應鍾」
とあるのを参照。

團臧武仲謂季孫曰 非禮也 夫銘 天子令德

⑤ 天子は、徳を銘し、功を銘さない。

團諸侯言時計功

⑥ 舉動して、時節に適い、功があれば、銘すことが出来る。

團大夫稱伐

⑦ その功伐の勞を銘す。

附莊公二十八年の傳文「且旌君伐」の注に「伐 功也」とある。なお、その附を参照。

團今稱伐 則下等也

⑧ 大夫(の禮)に従ったからである。

團計功 則借人也

⑨ 晉の力を借りた。

團言時 則妨民多矣 何以爲銘 且夫大伐小 取其所得

以作彝器

⑩ 「彝」は、常である。鍾・鼎が宗廟の常器であることをいう。

附昭公十五年の傳文「故能薦彝器於王」の注に「彝 常也

謂可常寶之器」とある。なお、『爾雅』釋詁に「彝

常也」とあるのを参照。また、『說文』に「彝 宗廟常

器也」とあるのを参照。

團銘其功烈 以示子孫 昭明德而懲無禮也 今將借人之力

以救其死 若之何銘之 小國幸於大國

⑪ 「幸於大國」とは、大國に勝ったことを幸いとする(よろこぶ)、ということである。

附異說として、楊伯峻『春秋左傳注』に「幸者 僥幸戰而

獲勝」とある。

團而昭所獲焉以怒之 亡之道也

⑫ 西郭と武城に城いたこと、のために傳したのである。

附上の經に「城西郭」とあり、また、「城武城」とある。

團齊侯娶于魯 曰顏懿姬 無子 其姪慶聲姬生光 以爲大

子

⑬ 兄の子を「姪」という。「顏」・「慶」は、いづれもみな、

二姫の母の姓で、それをそのまま號としたのである。

「懿」・「聲」は、いづれもみな、諡である。

附二十三年の傳文「繼室以其姪」の注に「女子謂兄弟之子爲姪」とある。

團諸子仲子戎子 戎子嬖

㊦「諸子」とは、諸妾で子を姓とする者である。二子は、いづれもみな、宋の女である。

團仲子生牙 屬諸戎子

㊦「屬」とは、託したのである。

附『呂氏春秋』孟春紀「貴公」「寡人將誰屬國」の高注に

「屬 託也」とあるのを参照。

團戎子請以爲大子 許之

㊦齊侯が許したのである。

團仲子曰 不可 廢常 不祥

㊦「廢常」とは、嫡子を立てるといふ常法を廢する、ということである。

團間諸侯 難

㊦「難」とは、事が成功し難い、ということである。

團光之立也 列於諸侯矣

㊦諸侯の會に參列した。

附『史記』齊世家「光之立 列於諸侯矣」の「集解」に「服

虔曰 數從諸侯征伐盟會」とあるのを参照。

團今無故而廢之 是專黜諸侯

㊦光にはすでに、諸侯の格がある、ことをいう。

附異說として、安井衡『左傳輯釋』に「是以下十二字一氣

讀 黜 貶下也 言光以大子列諸侯之會 今齊侯廢之

而不謀之諸侯 是專貶下諸侯 而以難成之事 犯廢常之

不祥也 杜以諸侯爲光 不知此皆覆前文 不唯害義 又礙於文矣」とある。

團而以難犯不祥也 君必悔之 公曰 在我而已 遂東大子

光

㊦廢して、東鄙にうつした。

附『史記』齊世家「遂東太子光」の「集解」に「賈逵曰

徙之東垂也」とあるのを参照。

團使高厚傅牙 以爲大子 夙沙衛爲少傅 齊侯疾 崔杼微

逆光 疾病而立之 光殺戎子

㊦しまいまで言ったのである。

附疏に「知終言之者 以云戸諸朝 非禮 下始云五月齊靈

公卒 莊公即位 若非即位之後 豈得尸戎子於朝 故傳

終言之」とある。

團戸諸朝 非禮也 婦人無刑

㊦踪（いれずみ）・刑（あしきり）の刑がない。

附異說として、疏に「服虔云 婦人 從人者也 故不爲制

刑 及犯惡 從男子之刑也」とある。

團雖有刑 不在朝市

㊦死罪を犯した者でも、尸（しかばね）をさらさない、ことをいう。

團夏五月壬辰晦齊靈公卒

㊦經が「七月辛卯」と書いているのは、光が位を定めた後

に赴告してきた、からである。

團莊公即位

㊦ 天子光である。

團執公子牙於句瀆之丘 以夙沙衛易己 衛奔高唐以叛

㊧ 光は、衛が公をそのかして自分をかえさせた、と思つたのである。「高唐」は、祝柯縣の西北部にあつた。

團晉士句侵齊 及穀 聞喪而還 禮也

㊨ (喪中を伐たないのは) 禮の常法であるから、君命を待つ必要はない。

團公羊傳文に「還者何 善辭也 何善爾 大其不伐喪也

此受命乎君而伐齊 則何大乎其不伐喪 大夫以君命出 進退在大夫也」とあるのを参照。

團於四月丁未

㊩ この年の四月に、である。

團鄭公孫蠆卒 赴於晉大夫 范宣子言於晉侯 以其善於伐 秦也

㊪ 十四年に晉が秦を伐ったとき、子蟪(公孫蠆)は、諸侯の師に會つて、涇水を渡るよう勧めた。

團十四年の傳文に「夏諸侯之大夫從晉侯伐秦(中略)及涇 不濟(中略) 鄭子蟪見衛北宮懿子曰 與人而不固 取

惡莫甚焉 若社稷何 懿子說 二子見諸侯之師而勸之 濟」とある。

團六月晉侯請於王 王追賜之大路 使以行禮也

㊫ 「大路」は、天子が賜わる車の摠稱であり、それによつて葬禮を行なつたのである。傳は、大夫に功があれば、服路(服車)を賜わる、ことを言っているのである。

團注の「大路 天子所賜車之摠名」については、二十四年の傳文「穆叔如周 聘且賀城 王嘉其有禮也 賜之大路」

の注に、同文がみえる。なお、疏に引く『釋例』に「周官 王之五路 及卿大夫士服車 各有名 又有良車散車

不在等者 其用無常 謂此上五路之良散 當以出賜 故言其用無常也 傳通稱玉路金路爲大路 及賜魯穆叔鄭子

蟪 當是革路若木路 所以封四衛及蕃國之君也 而亦曰大路者 據受王之殊錫 皆舉其摠名 或云先 或云次

當各自以就數爲差也」とあるのを参照。ちなみに、疏に引く何休『膏肓』に「天子車稱大路 諸侯車稱路車 大

夫稱車 今鄭子蟪 諸侯之大夫耳 當與天子士同 賜其車而名之曰大路 非正也 孔子曰 唯器與名 不可以假

人 名不正 則言不順 於義左氏爲短」とあり、『詩』小雅(采芣)の疏に引く鄭玄『箴膏肓』に「卿以上所乘

車 皆曰大路 詩云 彼路斯何 君子之車 此大夫之車 稱路也 王制 卿爲大夫」とある。

注の「以行葬禮」については、昭公四年の傳文に「公使杜洩葬叔孫（中略）杜洩將以路葬 且盡卿禮」とあり、注に「路 王所賜叔孫車」とある。なお、句讀に關する異説として、『會箋』に「行字句絶 上曰六月 曰追賜 則行一字而行葬之意見矣（中略）禮也斷辭」とある（この注によれば、杜預は、傳の「行禮」をつづけて讀んでいる、と推測される）。

注の「服路」については、『周禮』巾車「服車五乘」の注に「服車 服事者之車」とあるのを参照。

團秋八月齊崔杼殺高厚於灑藍 而兼其室

㊦「灑藍」は、齊地である。

團書曰齊殺其大夫 從君於昏也

㊦傳は、經が「崔杼が殺した」と言わずに、國討の表現をとっている、ことを解説したのである。

附文公六年「晉殺其大夫陽處父」の注に「處父侵官 宜爲國討 故不言賈季殺」とある。なお、その附を参照。

團鄭子孔之爲政也專

㊦權力をひとりじめしていた。

團國人患之 乃討西宮之難

㊦十年に、尉止たちが西宮で亂をおこしたとき、子孔は、

察知しながら教えなかった。

附十年の傳文に「冬十月戊辰尉止司臣侯晉堵女父子師僕師賊以入 晨攻執政于西宮之朝 殺子駟子國子耳 劫鄭伯以如北宮 子孔知之 故不死」とあり、注に「子孔 公子嘉也 知難不告 利得其處也 爲十九年殺公子嘉傳」とある。

團與純門之師

㊦前年に、子孔は、楚の師を純門まで引き入れた。附十八年の傳文に「鄭子孔欲去諸大夫 將叛晉而起楚師以去之 使告子庚（中略）子庚門于純門」とある。

團子孔當罪 以其甲及子革子良氏之甲守

㊦それらをひきいて自衛したのである。

團甲辰子展子西率國人伐之 殺子孔 而分其室 書曰鄭殺其大夫 專也

㊦（上の高厚の場合と）同じく、國討の表現をとったのである。

團子然子孔 宋子之子也

㊦「子然」は、子革の父である。

團士子孔 圭嬖之子也

㊦「宋子」・「圭嬖」は、いづれもみな、鄭の穆公の妾である。「士子孔」は、子良の父である。

團圭嬖之班亞宋子 而相親也

④「亞」は、次である。

附文公六年の傳文「爲亞卿焉」の注に、同文がみえる。なお、その附を參照。

團 二子孔亦相親也 僖之四年 子然卒

⑤鄭の僖公四年で、魯の襄公六年にあたる。

附傳の「士子孔」の「士」は、按勘記に従って、「二」に改める。

團簡之元年 士子孔卒

⑥魯の襄公八年にあたる。

團司徒孔實相子革子良之室

⑦司徒孔（子孔）は、二父（子然・士子孔）と仲がよかつたから、その子（子革・子良）をたすけたのである。

團三室如一

⑧心を同じくした、ということである。

團故及於難

⑨だから、二子も、まきぞえで難に遭つたのである。

團子革子良出奔楚 子革爲右尹

⑩「子革」は、鄭丹に他ならない。

附昭公十一年の傳文に「鄭丹在內」とあり、注に「襄十九年丹奔楚」とある。また、同十二年の傳文に「右尹子革

夕」とあり、注に「子革 鄭丹」とある。

團鄭人使子展當國 子西聽政 立子産爲卿

⑪簡公がまだ幼かつたから、大夫が國政を握つたのである。附二十七年の傳文「慶封當國」の注に「當國 秉政」とある。

團齊慶封圍高唐 弗克

⑫夙沙衛がそこに據つて叛いたから、圍んだのである。

附上の傳文に「夏五月壬辰晦齊靈公卒 莊公即位（中略）以夙沙衛易己 衛奔高唐以叛」とある。

團冬十一月齊侯圍之 見衛在城上 號之 乃下

⑬衛は、下りて、齊侯と話をした。

附下の疏に「衛已下城 齊侯不即執取者 或有所隔礙 不得取之」とある。

團問守備焉 以無備告 揖之 乃登

⑭齊侯は、衛がありのままに答えたから、一揖して敬意を表し、彼の命を助けようとした。（しかし）衛は、討死する覺悟であつたから、齊侯の揖には應ぜず、また城に

登つたのである。

附疏に「杜於此注 皆用賈逵之說」とある。なお、異説として、疏に「服虔引彭仲博云 齊欲誅衛 呼而下 與之

言 固可取之 無爲揖之復令登城 仲博以爲齊侯號衛 衛慙而下 云問守備焉 問衛之守高唐者 衛無恩信 故

令守者以無備告 齊侯善其言 故揖之 乃命士卒登城

服虔謂此說近之」とある。

團聞師將傳 食高唐人 殖綽工儂會夜緇納師

㊦「會」とは)その會食に乗じたのである。二子は、齊の大夫である。

附異説として、安井衡『左傳輯釋』に「衛既以無備告齊侯

聞齊師將傳城 欲使高唐人盡力 爲盛膳食之 會字句

殖綽工儂 時在城中 欲納齊師 恐衛疑之 因亦會食

至夜 乃縣繩納齊師也 如注疏 以會爲因會食 加因

字 其義始通 且如其説 夜字當在食字上 今在會下

是食與緇異時 安得言因其無備哉」とある。また、『會

箋』に「三十一年齊工儂灑出奔晉 莊十七年遂工婁氏饗

齊戍 據是 工儂氏 會名」とある。

團蘊衛于軍

團城西郭 懼齊也

㊦前年に晉とともに齊を伐ち、しかも、その武器をとかし
て鍾を作ったから、懼れたのである。

附十八年に「冬十月公會晉侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子滕

子薛伯杞伯小邾子同圍齊」とある。また、上の傳文に「季

武子以所得於齊之兵作林鍾 而銘魯功焉」とある。

團齊及晉平 盟于大隧

㊦「大隧」は、地(名)で、闕(不明)である。

團故穆叔會范宣子于柯

㊦齊と晉とが和平し、魯は齊を懼れていたから、柯の會を
なすことで、自國のかためをしたのである。

團穆叔見叔向 賦載馳之四章

㊦四章に「大邦を控したいが、誰にたより、誰のもとに行

ったらよいだろうか」とある。「控」は、引である。そ

の「大國を味方に引きよせて、自國を救助してもらおう

とする」という點に(意義を)取ったのである。

附文公十三年の傳文「子家賦載馳之四章」の注に「載馳

詩鄘風 四章以下 義取小國有急 欲引大國以救助」と

ある。なお、その附を参照。

團叔向曰 肸敢不承命

㊦叔向は、齊は、盟ったからといって、(そうやすやすと)
服従することはしないだろう、と忖度したから、魯を救

援することを許諾したのである。

團穆叔歸曰 齊猶未也 不可以不懼 乃城武城

附校勘記に従って、傳の「穆叔」の下に、「歸」の字を補

う。

團衛石共子卒

㊦石買である。

團悼子不哀

④買の子の石惡である。

團孔成子曰 是謂鑿其本

⑤「鑿」は、抜と同じである。

附『史記』衛世家「姜怪之 問孔成子」の〈集解〉に「服

虔曰 衛卿孔烝鉏」とある。

團必不有其宗

⑥二十八年の、石惡が出奔したこと、のために傳したのである。

附二十八年に「夏衛石惡出奔晉」とある。

〔襄公二十年〕

經二十年春王正月辛亥仲孫速會莒人盟于向

⑦「向」は、莒の邑である。

附宣公四年「春王正月公及齊侯平莒及郟 莒人不肯 公伐

莒取向」の注に、同文がみえる。

經夏六月庚申公會晉侯齊侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子

薛伯杞伯小邾子盟于澶淵

⑧「澶淵」は、頓丘縣の南部にあり、今、繁汗とよばれている。ここは、衛地で、しかも、戚の田に近かった。

附文公元年「秋公孫敖會晉侯于戚」の注に「戚 衛邑 在

頓丘衛縣西」とある。

經秋公至自會

⑨傳はない。

經仲孫速帥師伐邾

經蔡殺其大夫公子燹

⑩莊公の子である。

附八年「鄭人侵蔡 獲蔡公子燹」の注に「燹 蔡莊公子」

とある。

經蔡公子履出奔楚

⑪燹の同母弟である。

附下の傳文に「蔡公子燹欲以蔡之晉 蔡人殺之 公子履

其母弟也 故出奔楚」とある。

經陳侯之弟黃出奔楚

⑫「弟」と稱しているのは、罪がないことを明らかにしたのである。

附下の傳文に「陳侯之弟黃出奔楚 言非其罪也」とある。

なお、異説として、疏に「賈逵以爲稱名罪其偏」とある。

經叔老如齊

經冬十月丙辰朔日有食之

⑤傳はない。

經季孫宿如宋

⑥團二十年春及莒平 孟莊子會莒人盟于向 督揚之盟故也

⑦莒がしばしば魯を伐つたため、前年に、諸侯が督揚で盟

つて和解させた。だから、(今ここで)二國が別にまた、

共に盟い、よしみを結んだのである。

⑧附十二年に「春王三月莒人伐我東鄙 圍台」とあり、十四

年に「莒人侵我東鄙」とある。また、十九年の傳文に「春

諸侯還自沂上 盟于督揚 曰 大毋侵小」とある。

⑨團夏盟于澶淵 齊成故也

⑩齊が晉と和平した(からである)。

⑪附十九年の傳文に「齊及晉平 盟于大隧」とある。なお、

桓公二年「三月公會齊侯陳侯鄭伯于稷以成宋亂」の注に

「成 平也」とある。

⑫團邾人驟至 以諸侯之事弗能報也

⑬「驟」は、數(しばしば)である。十五年と十七年に魯

を伐つたことをいう。

⑭附注の前半については、文公十四年の傳文「公子商人驟施

於國」の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

注の後半については、十五年に「邾人伐我南鄙」とあり、

十七年に「冬邾人伐我南鄙」とある。

⑮團秋孟莊子伐邾以報之

⑯盟つた後でまた伐つのは、よくない。

⑰團蔡公子變欲以蔡之晉

⑱楚にそむこうとした。

⑲團蔡人殺之 公子履 其母弟也 故出奔楚

⑳兄と共謀したからである。

㉑附異説として、『會箋』に「履與兄同謀 則何往楚之爲

當是國人疑其與謀 而履不能自明於其國 故奔楚自理

如公子黃之爲 杜恐非」とある。

⑳團陳慶虎慶寅畏公子黃之備

㉑二慶は、陳の卿である。黃が自分達の政權を強奪するの

を恐れたのである。

㉒團愬諸楚曰 與蔡司馬同謀

㉓同じく、晉につこうとした、ということである。

㉔團楚人以爲討

㉕陳を責め咎めたのである。

㉖團公子黃出奔楚

㊤楚に奔って辯解したのである。

團初蔡文侯欲事晉 曰 先君與於踐土之盟

㊤「先君」とは、文侯の父の莊侯甲午である。「踐土の盟」は、僖公二十八年にある。

附僖公二十八年に「五月癸丑公會晉侯齊侯宋公蔡侯鄭伯衛

子莒子盟于踐土」とある。なお、『史記』管蔡世家に「二

十九年 繆侯卒 子莊侯甲午立（中略）三十四年 莊侯

卒 子文侯申立」とあるのを参照。

團晉不可棄 且兄弟也 畏楚 不能行而卒

㊤宣公十七年に、文侯が卒した。

附宣公十七年に「丁未蔡侯申卒」とある。

團楚人使蔡無常

㊤徵發に定準がなかった。

團公子變求從先君以利蔡 不能而死 書曰蔡殺其大夫公子

變 言不與民同欲也

㊤彼が民衆（の願望）にそむいたことを罪責したのである。

團陳侯之弟黃出奔楚 言非其罪也

㊤「弟」と稱しているのは、陳侯及び二慶を罪責したのである。

附疏に引く『釋例』に「兄而害弟者 稱弟以章兄罪 弟又

害兄 則去弟以罪弟身 推此以觀其餘 秦伯之弟鍼 陳

侯之弟黃 皆是兄害其弟者也 秦伯有千乘之國 而不能

容其母弟 傳曰 罪秦伯也 歸罪秦伯 則鍼罪輕也 陳

侯不能制禦臣下 使逐其弟 傳曰 言非其罪也 非黃之

罪 則罪在陳侯 示互舉之文也」とある。

團公子黃將出奔 呼於國曰 慶氏無道 求專陳國 暴蔑其

君 而去其親 五年不滅 是無天也

㊤二十三年の、陳が二慶を殺したこと、のために傳したのである。

附二十三年に「陳殺其大夫慶虎及慶寅」とある。

團齊子初聘于齊 禮也

㊤齊と魯は仲違いして、朝聘の禮が跡絶えていたのを、今

ここで、始めて通交を回復したから、「初」と言っている

のである。よしみを継ぎ、民を安んじたから、「禮」

と言っているのである。

附注の前半については、異説として、『會箋』に「去年齊

靈公卒 今齊莊公新立而聘 故曰初聘」とある。ちなみ

に、宣公十年の傳文「季文子初聘于齊」の注には「齊侯

初即位」とある。

注の後半については、隱公七年の傳文に「以繼好息民」

とある。

團冬季武子如宋 報向戌之聘也

㊦「向戌の聘」は、十五年にある。

附十五年に「春宋公使向戌來聘」とある。

團褚師段逆之以受享

㊦「段」は、共公の子の子石である。國に迎え入れ、享禮を受けさせたのである。

團賦常棣之七章以卒

㊦武子が賦したのである。「七章以卒」とは、(最後の)八章まで、ということである。その中の「妻は、瑟琴を鳴らすように、よく氣が合う」と、「汝の家人をうまくまとめ、汝の妻や子を樂しませる」と(いう句)に(意義を)取ったのである。(つまり)二國は、よく氣が合い、それぞれの家人をうまくまとめ、兄弟のように相親しむ、ということである。

附異説として、王引之『經義述聞』に「杜解以卒二字未

安 竊謂以猶與也 卒 卒章也 言賦常棣之七章與卒章也 卒下無章字者 蒙上而省」とある。

團宋人重賄之 歸 復命 公享之 賦魚麗之卒章

㊦「魚麗」は、『詩』の小雅である。卒章に「物がそろい、しかも、旬シユである」とある。(つまり)宋に聘したのが時節になつていたことを喩えたのである。

附鄭箋に「魚既有 又得其時」とあるのを参照。

團公賦南山有臺

㊦「南山有臺」は、『詩』の小雅である。その中の「樂しみ好む君子は、邦家の基である」と、「樂しみ好む君子は」邦家の光である」と(いう句)に(意義を)取ったのである。(つまり)武子が使命を奉じてよく國の光輝となつたことを喩えたのである。

附二十四年の傳文「詩云 樂只君子 邦家之基」の注に「言君子樂美其道 爲邦家之基」とある。

團武子去所 曰 臣不堪也

㊦「去所」とは、席を避けたのである。

團衛甯惠子疾 召悼子

㊦「悼子」は、甯喜である。

附二十六年の傳文「悼子曰 吾受命於先人 不可以貳」の

注に、同文がみえる。

團曰 吾得罪於君 悔而無及也 名藏在諸侯之策 曰 孫

林父甯殖出其君 君入則掩之

㊦惡名をおおいかくせる。

團若能掩之 則吾子也 若不能 猶有鬼神 吾有餒而已 不來食矣

㊦「餒」は、餓である。

附『論語』衛靈公「耕也 餒在其中矣」の〈集解〉に「鄭曰 餒 餓也」とあるのを参照。

團悼子許諾 惠子遂卒

㊦二十六年の、衛侯が歸つたこと、のために傳したのである。

附二十六年に「甲午衛侯衍復歸于衛」とある。

〔襄公二十一年〕

經二十有一年春王正月公如晉

經邾庶其以漆閭丘來奔

㊦二邑は、高平の南平陽縣にあつた。(縣の) 東北部に漆郷があり、西北部に顯閭亭がある。邑をひきいて出るのを「叛」という。魯に行つた場合に(かぎり)、「來奔」というのは、内外の辭(魯と外國とを區別する表現)である。

附注の前半については、疏に引く『釋例』に「漆 高平南平陽縣東北有漆郷 閭丘 高平南平陽縣西北有顯閭亭」とある。なお、『續漢書』郡國志三に「山陽郡(中略)南平陽 侯國 有漆亭 有閭丘亭」とあるのを参照。

注の後半については、二十六年の傳文「書曰入于戚以叛罪孫氏也」の疏に引く『釋例』に「適魯則書地曰來奔來奔則叛可知 蓋記事外内之辭也」とある。なお、異說として、同『釋例』に「劉賈說 三叛人以地來奔 不

書叛 謂不能專也」とある。

なお、三十一年の傳文「然明日 蔑也」の疏に「二十一年賈逵注經云 此年仲尼生 哀十六年夏四月己丑卒 七十二年」とある。

經夏公至自晉

㊦傳はない。

經秋晉欒盈出奔楚

㊦盈は、自分の母(の淫行)をとめることが出来なくて、奔亡する羽目になった。(つまり)名を稱しているのは、彼を罪責してである。

附下の傳文に「欒祁與其老州賓通 幾亡室矣 懷子患之 祁懼其討也 愬諸宣子」とある。なお、『詩』齊風(敝笱)の序に「齊人惡魯桓公微弱 不能防閑文姜 使至淫亂 爲二國患焉」とあるのを参照。

經九月庚戌朔日有食之

㊦傳はない。

經冬十月庚辰朔日有食之

㊦傳はない。

經曹伯來朝

經公會晉侯齊侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子于商任

⑤「商任」は、地（名）で、闕（不明）である。

團二十一年春公如晉 拜師及取邾田也

⑥十八年の齊討伐の出兵と、（十九年の）漚水の田のこと
とに、拜謝したのである。

附十八年に「冬十月公會晉侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子滕
子薛伯杞伯小邾子同圍齊」とあり、十九年に「取邾田自
漚水」とある。

團邾庶其以漆閭丘來奔

⑦「庶其」は、邾の大夫である。

附公羊傳文に「邾婁庶其者何 邾婁大夫也」とあるのを參
照。

團季武子以公姑姊妻之

⑧公の年を計算すると、未婚の姑と姉がいたはずはないか
ら、おそろく、寡婦二人であろう。

附『爾雅』釋親に「父之姊妹爲姑」とあるのを參照。なお、
異説として、〈釋文〉に「或曰 列女傳稱梁有節姊妹

謂父之妹也 此云姑姊 是父之姊也 一人耳」とあり、

また、疏に「劉炫云 案十二年傳云無女而有姊妹及姑姊
妹 則古人謂姑爲姑姊妹也 而知此姑姊是襄公父之姊止

一人耳 不得云寡者二人」とある。

團皆有賜於其從者 於是魯多盜 季孫謂臧武仲曰 子盍詰

盜

⑨「詰」は、治である。

附疏に「鄭玄服虔皆以盍爲何不也」とある。

團武仲曰 不可詰也 紇又不能 季孫曰 我有四封而詰其
盜 何故不可 子爲司寇 將盜是務去 若之何不能 武

仲曰 子召外盜而大禮焉 何以止吾盜

⑩「吾」とは、國內をいう。

團子爲正卿 而來外盜 使紇去之 將何以能 庶其竊邑於
邾以來 子以姬氏妻之 而與之邑

⑪漆と閭丘を食邑にさせた。

附異説として、陸粲『左傳附注』に「謂與之魯邑耳」とあ
る。

團其從者皆有賜焉 若大盜禮焉以君之姑姊與其大邑 其次

阜牧與馬

⑫阜から牧まで、全部で八等級の人を、賤役としてあてが
った。

附昭公七年の傳文に「阜臣與 與臣隸 隸臣僚 僚臣僕

僕臣臺 馬有圉 牛有牧」とある。

團其小者衣裳劔帶 是賞盜也 賞而去之 其或難焉 紇也聞之 在上位者洒濯其心 壹以待人 軌度其信 可明徵也

㊦「徵」は、驗である。

附昭公元年の傳文「徵爲五聲」の注に、同文がみえる。

團而後可以治人 夫上之所爲 民之歸也 上所不爲 而民或爲之 是以加刑罰焉 而莫敢不懲 若上之所爲 而民亦爲之 乃其所也 又可禁乎 夏書曰 念茲在茲 (逸書である。「茲」は、此である。この事を(人に對して)行なおうとする時には、それをここに(自分に對しても)行なえるのかどうかを思念しなければいけない、ということである。

附注の「逸書也」については、莊公八年の傳文「夏書曰

臯陶邁種德」の注に「夏書 逸書也」とある。なお、その附を参照。ちなみに、これ以下の句は、僞古文の〈大禹謨〉に拾われている。

注の「茲 此也」については、隱公十一年の傳文「無寧茲許公復奉其社稷」等の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。ちなみに、僞孔傳にも「茲 此」とある。

注の「謂行此事 當念使可施之於此」については、二十三年の傳文「夏書曰 念茲在茲」の注に「念此事在此身

言行事當常念如在己身也」とある。

團釋茲在茲

㊦「釋」は、除である。人に何かをやめさせようとする時にも、(上と)同様に、自分もそれをしないでいられるのかどうかを顧慮しなければいけない、ということである。

附僞孔傳に「釋 廢也」とあるのを参照。

團名言茲在茲

㊦(人に對して)この事を名づけ、この事を言おうとする時にも、(上と)同様に、いづれもみな、それをここに(自分に對しても)名づけ言えるようにしなければいけない。

團允出茲在茲

㊦「允」は、信である。信がここ(自分)に出れば、善もまたここ(自分)にある。

附哀公六年の傳文「又曰 允出茲在茲」の注に「言信出己 則福亦在己」とある。なお、注の「允 信也」については、文公四年の傳文「君子是以知出善之不允於魯也」等の注に、同文がみえる。

團惟帝念功

㊦帝が功を思えば、功は成る、ということである。

團將謂由己壹也 信由己壹 而後功可念也

㊦單に思うだけではなく、自分のまごころを（行動で）明らかにしなければいけない、ということである。

附上の傳文に「在上位者洒濯其心 壹以待人 軌度其信 可明徵也 而後可以治人」とある。

團庶其非卿也 以地來 雖賤 必書 重地也

㊧地を重んじるから、その人を書く（名を書く）のである。その人を書けば、悪名があらわれ、それによって不義を懲らすのである。

附昭公三十一年の傳文に「冬邾黑肱以濫來奔 賤而書名

重地故也（中略）以地叛 雖賤 必書地 以名其人 終爲不義 弗可滅已（中略）或求名而不得 或欲蓋而名章 懲不義也（中略）邾庶其莒牟夷邾黑肱以土地出 求食而已 不求其名 賤而必書」とある。

なお、疏に引く『釋例』に「公侯伯子男及其卿大夫士命數 周官具有等差 當春秋時 漸已變改 是以仲尼丘明據時之宜 仍其行事 從而然之 不復與周官同 而先儒考合周官禮記 各致異端 今詳推經傳 國之大小 皆據當時土地人民 不復依爵 故書秦楚之卿 而畧於滕薛也 諸侯大國之卿 皆必有命 固無所疑 其摠名亦曰大夫也 故經傳卿大夫之文相涉 晉殺三卿 而經書大夫 邢丘之會 傳稱大夫 亦皆卿也 蜀之盟 齊國之大夫 湏梁之盟 小邾之大夫 此不命一命之大夫 故不書也 命

者 謂其君正爵命之於朝 其宮室車旗衣服禮儀 各如其命數 則皆以卿禮書之於經 衛之於晉 不得比次國 則邾莒杞鄆之屬 固以微矣 此等諸國 當時附隨大國 不得列於會者甚衆 及其得列 上不能自通於天子 下無暇於備禮成制 故與於會盟戰伐甚多 唯曹之公子首得見於

經 其餘或命而禮儀不備 或未加命數 故皆不書之也 知昇我之等 其奔亡亦多 所書唯數人而已 知其合制者少也 又邾庶其等 傳皆言 非卿 以地來 雖賤 必書 紀裂繻來逆女 傳曰 卿爲君逆 知此等微國亦應有卿

有卿則應書於經 徒以卑陋 制不合禮 失禮之例 杞降爲夷 華耦具官 君子貴之 至於此等 卿而不備禮 亦所以見其略賤也 諸儒以爲邾莒無命卿 既自違傳 劉賈又云 春秋之序 三命以上 乃書於經 穎氏以爲再命 稱人 傳曰 叔孫昭子三命 躒父兄 昭公十年 昭子始加三命 而先此叔孫皆自見經 知所書皆再命也」とある。

團齊侯使慶佐爲大夫

㊦「慶佐」は、崔杼の仲間である。

附十九年の傳文に「遂東大子光 使高厚傅牙 以爲大子 夙沙衛爲少傅 齊侯疾 崔杼微逆光 疾病而立之（中略）夏五月壬辰晦齊靈公卒 莊公即位（注 大子光也）執公子牙於句瀆之丘」とある。

團復討公子牙之黨 執公子買于句瀆之丘 公子鉏來奔 叔孫還奔燕

㊦ 三子（公子買・公子鉏・叔孫還）は、齊の公族である。

莊公が、親戚をおいはらって、崔氏・慶氏の勢力をつよめ、結局、弑殺の禍に遭った、ことを言っているのである。

團二十五年に「夏五月乙亥齊崔杼弑其君光」とある。

團夏楚子庚卒 楚子使薳子馮爲令尹 訪於申叔豫

㊦ 「叔豫」は、叔時の孫である。

團宣公十一年の傳文に「申叔時使於齊」とある。

團叔豫曰 國多寵而王弱

㊦ 「弱」とは、政教が行なわれず、貴臣が強い、ということである。

團國不可爲也 遂以疾辭 方暑 闕地 下冰而牀焉 重繭

衣裳 鮮食而寢

㊦ 「繭」は、縣衣（綿入れ）である。

團『禮記』玉藻に「纁爲繭 緇爲袍」とあり、注に「衣有著之異名也 纁謂今之新綿也 緇謂今纁及舊絮也」とあるのを参照。なお、宣公十二年の傳文に「三軍之士皆如挾纁」とあり、注に「纁 綿也」とある。

團楚子使醫視之 復曰 瘠則甚矣

㊦ 「瘠」は、瘦（やせる）である。

團而血氣未動

㊦ 病氣はない、ということである。

團乃使子南爲令尹

㊦ 「子南」は、公子追舒である。二十二年の、追舒を殺したことを、のために傳したのである。

團二十二年に「楚殺其大夫公子追舒」とある。なお、十五年の傳文「公子追舒爲箴尹」の注に「追舒 莊王子子南」とある。

團欒桓子娶於范宣子 生懷子

㊦ 「桓子」は、欒黶である。「懷子」は、盈である。

團十九年の傳文「欒懷子曰 其爲未卒事於齊故也乎」の注に「懷子 欒盈」とある。

團范鞅以其亡也 怨欒氏

㊦ 十四年に、欒黶が（士句に）范鞅を追放しよう強迫し、秦に出奔させた。

團十四年の傳文に「欒鍼曰（中略）與士鞅馳秦師 死焉

士鞅反 欒黶謂士句曰 余弟不欲往 而子召之 余弟死 而子來 是而子殺余之弟也 弗逐 余亦將殺之 士鞅奔秦」とある。

團故與欒盈爲公族大夫而不相能 桓子卒 欒祁與其老州賓

通

㊦「樂祁」は、桓子の妻であり、范宣子の女であり、盈の母である。范氏は、堯の後裔で、祁姓である。

附二十四年の傳文に「宣子曰 昔句之祖 自虞以上爲陶唐氏 在夏爲御龍氏 在商爲豕韋氏 在周爲唐杜氏」とあり、注に「唐杜 二國名 殷末豕韋國於唐 周成王滅唐遷之於杜 爲杜伯 杜伯之子隰叔奔晉 四世及士會 食邑於范 復爲范氏」とある。また、文公六年の傳文「杜祁以君故 讓偏姑而上之」の注に「杜祁 杜伯之後 祁姓也」とある。なお、『國語』晉語九「董叔將娶於范氏 叔向曰 范氏富 盍已乎 曰 欲爲繫援焉 他日 董

祁愬於范獻子曰 不吾敬也」の韋注に「祁 董叔之妻 獻子之妹 范姓祁」とあるのを参照。

團幾亡室矣

㊦みだれがひどかった、ということである。

團懷子患之 祁懼其討也 愬諸宣子曰 盈將爲亂 以范氏爲死桓主而專政矣

㊦「桓主」とは、樂厭のことである。

附十九年の傳文「事吳敢不如事主」の注に「大夫稱主」とある。

團曰 吾父逐軼也 不怒而以寵報之

㊦宣子が、厭のために軼を吐りもせず、逆に、軼に寵位を

與えた、ことをいう。

團又與吾同官而專之

㊦同じ公族大夫でありながら、軼がその權勢をひとりじめしている。

團上の傳文に「故與樂盈爲公族大夫而不相能」とある。

團吾父死而益富 死吾父而專於國 有死而已 吾蔑從之矣

㊦宣子が政權をひとりじめしていると云って、盈は、死を賭して亂をおこそうとしている。

團上の傳文に「盈將爲亂 以范氏爲死桓主而專政矣」とある。

團其謀如是 懼害於主 吾不敢不言 范軼爲之徵

㊦そういう事實があることを證言した。

團懷子好施 士多歸之 宣子畏其多士也 信之 懷子爲下

卿

㊦下軍の佐である。

附十八年の傳文に「乙酉魏絳樂盈以下軍克邾」とあり、注に「樂厭死 其子盈佐下軍」とある。

團宣子使城著而遂逐之

㊦「著」は、晋の邑である。外邊にあり、追放しやすかつた。

團秋樂盈出奔楚 宣子殺箕遺黃淵嘉父司空靖祁豫董叔祁師

申書羊舌虎叔叔

㊦ 十子は、いづれもみな、晉の大夫で、欒盈の仲間である。

「羊舌虎」は、叔向（羊舌肸）の弟である。

附十六年の傳文「羊舌肸爲傳」の注に「肸 叔向也」とある。

團囚伯華叔向籍偃

㊦ 「籍偃」は、上軍の司馬である。

附成公十八年の傳文に「籍偃爲之司馬」とあり、注に「偃

籍談父 爲上軍司馬」とある。

團人謂叔向曰 子離於罪 其爲不知乎

㊦ とらえられて逃げられないのを譏ったのである。

團叔向曰 與其死亡若何

㊦ とらえられても、死んだり出奔したりするよりはましである、ということである。

團詩曰 優哉游哉 聊以卒歲 知也

㊦ 「詩」は、小雅（采菽）である。「君子は、衰世でもゆったりとしているから、害を避け天壽を全うできる」ということであり、これもまた知である。

附異説として、陸粲『左傳附注』に「今小雅無此詩 孔陸

皆以采菽卒章當之 然彼詩乃云 優哉游哉 亦是戾矣

且其通篇盛言君子來朝之美 亦非衰世之作 蓋叔向所稱

自是逸詩耳」とあり、また、『會箋』に「杜以爲小雅

暗記之失耳」とある。

團樂王鮒見叔向曰 吾爲子請 叔向弗應 出 不拜

㊦ 「樂王鮒」は、晉の大夫の樂桓子である。

附昭公元年の傳文に「樂桓子相趙文子」とあり、注に「桓子 樂王鮒」とある。

團其人皆咎叔向 叔向曰 必祁大夫

㊦ 「祁大夫」とは、祁奚のことである。祁を食邑にしてい

たから、それをそのまま氏としたのである。祁縣が、今、太原に屬している。

附昭公二十八年の傳文「賈辛爲祁大夫」の注に「太原祁縣」

とある。

團室老聞之 曰 樂王鮒言於君 無不行

㊦ 彼の言うことは、何でもかなえられる。

團求赦吾子 吾子不許

㊦ 應答せず、（彼が）退出するときも拜禮しなかった、ことをいう。

團上の傳文に「叔向弗應 出 不拜」とある。

團祁大夫所不能也

㊦ 君を動かすことが出来ない。

團而曰必由之 何也 叔向曰 樂王鮒 從君者也 何能行

祁大夫外舉不棄讎 內舉不失親 其獨遺我乎 詩曰

有覺德行 四國順之

㊦ 「詩」は、大雅（抑）である。德行が直であれば、天下

が順う、ということである。

附毛傳に「覺 直也」とあるのを参照。

團夫子覺者也

④「覺」とは、明らかで正直ということである。

附文公四年の傳文「以覺報宴」の注に「覺 明也」とある。

團晉侯問叔向之罪於樂王鮒 對曰 不棄其親 其有焉

⑤叔向は、親戚に情が厚いから、(弟の)叔虎と共謀したに違いない、ということである。

團於是祁奚老矣

⑥「老」とは、公族大夫を引退したのである。

附十六年の傳文に「祁奚韓襄樂盈士鞅爲公族大夫」とある。

なお、その附を参照。

團聞之 乘駟而見宣子 曰 詩曰 惠我無疆 子孫保之

⑦「詩」は、周頌(烈文)である。文・武には惠訓の徳があり、百姓に施されたから、子孫もそれをたもっている、ということである。

附下の傳文に「惠訓不倦者」とある。なお、鄭箋に「謂文

王武王以純德受命定天位」とあるのを参照。

なお、注の「保賴」は、意味がよくわからない。ここで

は一應、たもつの意の連文とみておく。

團書曰 聖有蕃勳 明徵定保

⑧逸書である。「蕃」は、謀であり、「勳」は、功である。

聖哲で謀功のある者に對しては、顯彰し安定させてやらなければならない、ということである。

附注の「逸書」については、莊公八年の傳文「夏書曰 臯

陶適種德」の注に「夏書 逸書也」とある。なお、その

附を参照。ちなみに、このの句は、偽古文の《胤征》に

拾われている(ただし、上句を「聖有謨訓」に作る)。

注の「蕃 謀也」については、『孟子』萬章上「謨蓋都君戚我績」の趙注に「謨 謀」とあるのを参照。

注の「勳 功也」については、昭公四年の傳文「孟孫爲司空以書勳」等の注に、同文がみえる。なお、『爾雅』

釋詁に「勳 功也」とあるのを参照。

注の「明信」〔按勳記に従って、「信」の字を補う〕は、傳の「明徵」と同じく、あきらかにするの意の連文とみる。

團夫謀而鮮過 惠訓不倦者 叔向有焉

⑨「謀って過ちが少ない」とは、(書の)「蕃勳がある」ということである。「惠訓して倦まない」とは、(詩の)

「私への恵みに限りがない」ということである。

團社稷之固也 猶將十世宥之 以勸能者 今壹不免其身

⑩「壹」とは、單に弟(の罪)ゆえに、ということである。

附下の傳文に「若之何其以虎也棄社稷」とある。なお、異

説として、『會箋』に「壹 一世也 與上文十世作對 指叔向之身 猶曰今一世而不免其身」とある。

團以棄社稷 不亦惑乎 鯀殛而禹興

④父の罪によつてその子を廢することはしない、ということである。

附僖公三十三年の傳文「舜之罪也殛鯀 其舉也興禹」の注に「禹 鯀子」とある。

團伊尹放大甲而相之 卒無怨色

④「太甲」は、湯の孫である。酒色に溺れて度を越したため、伊尹が彼を桐宮に追放し、三年後に、改悛したため、もともにもどしたが、(太甲は)それを根に持たなかった。(つまり)一時の怨みによつて大徳を妨げることはい、ということである。

附疏に「太甲 湯孫 世本紀文也」とある。なお、『孟子』

萬章上に「伊尹相湯 以王於天下 湯崩 太丁未立 外

丙二年 仲壬四年 太甲顛覆湯之典刑 伊尹放之於桐

三年 太甲悔過 自怨自艾 於桐處仁遷義三年 以聽伊

尹之訓己也 復歸于亳」とあり、趙注に「太丁 湯之太

子 未立而薨 外丙立二年 仲壬立四年 皆太丁之弟也

太甲 太丁子也」とあり、また、『史記』股本紀に「太

甲 成湯適長孫也(中略) 帝太甲既立三年 不明 暴虐

不遵湯法 亂徳 於是伊尹放之於桐宮(中略) 帝太甲

居桐宮三年 悔過自責 反善 於是伊尹迺迎帝太甲而授

之政」とあり、また、『書』太甲の序に「太甲既立 不

明 伊尹放諸桐 三年 復歸于亳 思庸 伊尹作太甲三

篇」とあるのを参照。

團管蔡爲戮 周公右王

④兄弟間で罪は累及しない、ということである。

附僖公二十四年の傳文に「管蔡邲霍魯衛毛聃郟雍曹滕畢原

鄭郟 文之昭也」とあり、注に「十六國皆文王子也」と

ある。なお、定公四年の傳文に「王於是乎殺管叔而蔡蔡

叔」とある。

團若之何其以虎也棄社稷 子爲善 誰敢不勉 多殺何爲

宣子說 與之乘 以言諸公而免之

④車に同乗して入り、公にまみえたのである。

團不見叔向而歸

④國のためであつて、叔向に肩入れしたのではない、とい

うことである。

團叔向亦不告免焉而朝

④御禮を言わなかったのは、自分(叔向)のためにしたのである。

ではないことを明らかにしたのである。

團初叔向之母妬叔虎之母美而不使

④叔向の父に會わせなかった。

附下の傳文に「使往視寢」とある。なお、『論衡』言毒に

「叔虎之母美 叔向之母妬之 不使視寢」とあるのを參照。

㊦ 其子皆諫其母 其母曰 深山大澤 實生龍蛇

㊧ 普通でない土地からは、普通でない物が生ずる場合が多い、ということである。

㊨ 彼美 余懼其生龍蛇以禍女 女敵族也

㊩ 「敵」は、衰壞（おちぶれる）である。「龍蛇」は、奇怪なものを喩えたのである。

㊪ 昭公二十六年の傳文「孟氏 魯之敵室也」の注に「敵 壞也」とある。

㊫ 國多大寵

㊬ 六卿が權力を獨占している。

㊭ 昭公十六年の傳文に「六卿彊而奢傲」とある。

㊮ 不仁人間之 不亦難乎 余何愛焉 使往視廢 生叔虎

美而有勇力 欒懷子嬖之 故羊舌氏之族及於難 欒盈過 於周 周西鄙掠之

㊯ 財物をかすめ取った。

㊰ 辭於行人

㊱ 王之行人である。

㊲ 曰 天子陪臣盈

㊳ 諸侯の臣は、天子に對して（自分を）「陪臣」と稱する。

㊴ 僖公十二年の傳文「陪臣敢辭」の注に「諸侯之臣曰陪臣」

とある。

㊵ 國得罪於王之守臣

㊶ 范宣子は、王に命じられたから、「守臣」と言っているのである。

㊷ 僖公十二年の傳文「有天子之二守國高在」の注に「國子

高子 天子所命爲齊守臣 皆上卿也」とある。なお、異

說として、顧炎武『左傳杜解補正』に「守臣謂晉侯 玉

藻 諸侯之於天子 曰某土之守臣某 是也 解非」とあ

り、また、惠棟『春秋左傳補註』に「子惠子曰 守臣指

晉君 書句同爲上卿 書稱陪臣 句稱守臣 有是理乎

范氏矯君命遂盈 故盈以爲得罪于晉君」とある。

㊸ 將逃罪 罪重於郊甸

㊹ かさねて郊甸に罪を得た、ということであり、郊甸に（財

物を）かすめ取られたことをいう。郭の外を「郊」とい

い、郊の外を「甸」という。

㊺ 昭公九年の傳文「入我郊甸」の注に「邑外爲郊 郊外爲

甸」とある。なお、『爾雅』釋地に「邑外謂之郊」とあ

るのを參照。また、『周禮』天官の序官（甸師）の注に

「郊外曰甸」とあるのを參照。

㊻ 無所伏竄 敢布其死

㊼ 「布」は、陳である。

㊽ 昭公三年の傳文「寡君使虎布之」の注に、同文がみえる。

なお、『國語』晉語四「敢私布於吏」の章注に「布陳也」とあるのを参照。

團昔陪臣書能輸力於王室 王施惠焉

㊤ 「輸力（力をつくした）」とは、晉國を輔佐して天子に奉事したことをいう。

附九年の傳文「輸積聚以貸」の注に「輸 盡也」とある。

なお、昭公九年の傳文に「冀戴天子」とあり、同二十一年の傳文に「尙輔相余」とある。

團其子壓不能保任其父之勞 大君若不棄書之力 亡臣猶有所逃

㊤ 「大君」とは、天王をいう。

團若棄書之力 而思壓之罪 臣 戮餘也

㊤ 罪戮の餘（死罪になるはずがたまたま生きのびている者）である。

附異説として、安井衡『左傳輯釋』に「壓罪當見戮 己爲之子 故云戮餘也」とある。

團將歸死於尉氏

㊤ 「尉氏」は、姦をおさめる官である。

附『漢書』地理志上「陳留郡（中略）尉氏」の注に「應劭

曰 古獄官曰尉氏」とあるのを参照。

團不敢還矣 敢布四體 唯大君命焉

㊤ 「四體を布く」とは、何もかくしだててしない、ということ

とである。

附異説として、安井衡『左傳輯釋』に「言布陳四體 以待戮」とある。

團王曰 尤而效之 其又甚焉

㊤ 晉が盈を追い出したのをとがめながら、自分がかすめ取る、ということは、過ちのまねをする、ということである。

附文公元年の傳文に「效尤 禍也」とあり、注に「尤衛不

朝 故伐 今不朝王 是效衛 致禍」とある。なお、異説として、安井衡『左傳輯釋』に「詳考一段文意 無王尤晉逐盈之事 上文云 其子壓不能保任其父之勞 又云

若棄書之力 而思壓之罪 臣 戮餘也 盈 壓之子也 不當無故而顯揚其父之非 今據此二文而考之 蓋壓管

暴周地 周人憎之 以此爲辭 以掠盈財 故云 思壓之罪 而王亦以尤而效之爲非也 傳無壓暴周地之事者 蓋

其事小 不足載也」とある。

團使司徒禁掠欒氏者 歸所取焉 使候出諸轅轅

㊤ 「候」は、賓客を送迎する官である。「轅轅」關は、緜氏縣の東南部にあった。

附注の前半については、『周禮』候人に「若有方治 則帥

而致于朝 及歸 送之于竟」とあり、注に「方治 其方

來治國事者也 春秋傳曰 晉欒盈過周 王使候人出諸轅

轅 是其送之」とあるのを参照。また、『詩』曹風（候人）「彼候人兮 何戈與祿」の毛傳に「候人 道路送迎賓客者」とあるのを参照。また、『國語』周語中「候不在疆」の章注に「候 候人 掌送迎賓客者」とあるのを参照。

注の後半については、『續漢書』郡國志一に「河南尹（中略）緱氏（中略）有轅轅關」とあるのを参照。

團冬曹武公來朝 始見也

④即位して三年、始めて（ようやく）やって来て公にまみえたのである。

④十八年に「曹伯負芻卒于師」とあり、十九年に「葬曹成公」とある。

團會於商任 錮欒氏也

④欒盈を禁錮し（欒盈の仕官の途をふさぎ）、諸侯に受け入れさせないようにしたのである。

④成公二年の傳文「子反請以重幣錮之」の注に「禁錮勿令仕」とある。なお、その附を参照。

團齊侯衛侯不敬 叔向曰 二君者必不免 會朝 禮之經也 禮 政之輿也。

④政は禮をまっけて（はじめて）行なわれる。

團政 身之守也

④政が保たれていれば、身は安泰である。

④『禮記』禮運に「故政者 君之所以藏身也」とあるのを参照。

團怠禮 失政 失政 不立 是以亂也

④二十五年の齊が光を弑したと、二十六年の衛が剽を弑したこと、のために傳したのである。

④二十五年に「夏五月乙亥齊崔杼弑其君光」とあり、二十六年に「春王二月辛卯衛甯喜弑其君剽」とある。

團知起中行喜州綽邢蒯出奔齊

④四子は、晉の大夫である。

④皆欒氏之黨也 樂王鮒謂范宣子曰 盍反州綽邢蒯 勇士也 宣子曰 彼欒氏之勇也 余何獲焉

④自分の役には立たない、ということである。

④王鮒曰 子爲彼欒氏 乃亦子之勇也

④あなたが彼らを、欒氏がしたのと同じように待遇すれば、やはりあなたの役に立つ、ということである。

團齊莊公朝 指殖綽郭最曰 是寡人之雄也 州綽曰 君以

爲雄 誰敢不雄 然臣不敏 平陰之役 先二子鳴

④十八年に、晉が齊を伐つて平陰に達したとき、州綽は、

殖綽と郭最をとらえたから、自分（の戦勝）を、雞がけ
あいに勝つて先に鳴いたことになぞらえたのである。

④十八年の傳文に「十一月丁卯朔入平陰 遂從齊師（中略）

晉州綽及之 射殖綽（中略）乃弛弓而自後縛之 其右具
丙 亦舍兵而縛郭最」とある。なお、『太平御覽』卷第
九百一十八に引く〈戸子〉に「戦如鬪雞 勝者先鳴」と
あるのを参照。

團莊公爲勇爵

⑤爵位を設けて勇士に賜わった。

附異説として、陸粲『左傳附注』に「爵 飲酒器 設此以

觴勇士 因名勇爵 非爵位也」とある。

團殖綽郭最欲與焉

⑥勇を自負していた（からである）。

團州綽曰 東閭之役 臣左驂迫 還於門中 識其枚數

⑦門の版（板）の數をかぞえたことも、十八年にある。

附十八年の傳文に「州綽門于東閭 左驂迫 還于門中 以

枚數闔」とあり、注に「枚 馬槌也 闔 門扇也 數其

板 示不恐」とある。なお、その附を参照。

團其可以與於此乎 公曰 子爲晉君也 對曰 臣爲隸新

⑧單に僕隸となつてまだ日が浅いというだけである、とい
うことである。

團然二子者 譬於禽獸 臣食其肉而寢處其皮矣

⑨かつて矢をあててとりこにした、ということである。

附十八年の傳文に「晉州綽及之 射殖綽 中肩 兩矢夾脰

（中略）乃弛弓而自後縛之 其右具丙 亦舍兵而縛郭最

皆衿甲面縛 坐于中軍之鼓下」とある。